

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

芳賀 潤君の一般質問を許します。発言席へどうぞ。

○2番（芳賀 潤君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問に入らせていただきます。

去る8月20日に発生した広島北部の土砂災害では70名を超える犠牲者が出ております。行方不明者の方が2名でしたが、きのう1人ご遺体で発見されたということで、残りが1名となりました。同じ災害という意味では深くご冥福をお祈りするとともに、早くもう一人の方の発見が待たれるばかりだというふうに思います。

さて、今回の質問ですけれども、時期が9月ということで碓川町政も3年を過ぎようとしております。そこで、その町政の3年の評価と今後の課題についてということで質問をさせていただきます。

今年度に入り、町内各地で災害公営住宅の建設、完成したところもありますし、高台移転の盛り土が始まったりしているところもあります。着実にそれが実施されて、いよいよ本格的に動き出してきたのかなというところも感じておるところです。しかし、その一方で計画提示、2年前から同じことを言われているんだけど、全然何も進んでいないのかと言われる懇談会があったり、その評価については当局としても真摯に受けとめているところだとは思いますが、なかなかその具体的な先が見えていないということで不安になっている住民もかなりの数があるというふうに伺っております。

そこで、次のことについてお伺いします。

①として、町政全般における町長の評価と、また今後の課題と計画についてお伺いたします。

次に、各地域の防集団地の確保状況と、その区画の募集時期についての進捗状況についてお伺いをいたします。

続きまして、防集団地が既に1次募集が終わったところもあるし、2次募集を待たれるところでもありますけれども、今後の再募集の時期と町内全般を対象とした募集の考え方について、今のところは吉里吉里は吉里吉里、町方は町方というふうになっていますが、吉里吉里の人が町方に来る、町方に住んでいたんだけども吉里吉里のほうに來たいという、峠を越えてというふうな話も住民の中では以前から話されておるんですけれども、その考え方について伺いをいたします。

大きな2番として、産業振興について伺います。

復興関連事業において、国のお金を使って町が買い上げた土地の利用について一定の制限がありました。しかし、なかなかそれでは事業が進まないと、目に見える形にならないということで、国のほうでは復興に供するものであれば、土地の貸借について、売買も一部あるのかどうかあれですけれども、土地の貸借について可能となる通知が発出されているというふうに伺っております。事業者においてはまことに朗報であると。何でかという、グループ補助金を採択受けていても建てるところがないんだという方々も多い中で、もう住居として建てられない災害危険地域について、企業さんとか商業さんとか、さまざまな方々に開放できるというふうなこと、そういう意味では朗報だと思いますけれども、そこで、その土地の利用についての今後の町の考え方と、それを実行に移す時期についてお伺いをしたいと思います。

冒頭、災害の話をしましたけれども、今の日本、いつ、どこで、どのような災害が起きてもおかしくない現状の中、当町における防災計画について伺います。

何度となく、福祉避難所のお話をさせていただいておりましたが、岩手県内において福祉避難所の協定締結が33市町村のうち15市町村しか締結されていないと。半分が締結されていないんですね。なので、福祉避難所が設置されていない市町村が多い現状でありますけれども、当町において、福祉避難所の協定は締結されております、協定はね。うちの法人でもそうですけれども、ただ、その協定が以前のまま見直しをされていないというふぐあいを感じておるところですし、その内容について見直しを図らなければならないと考えております。それがいまだなされていないと、その今後の取り組みについて伺います。

最後に、被災した消防屯所の再建計画について伺います。

私も消防団員であり、今、仮設の屯所で出動態勢をとったり、この間の行方不明もそうでしたけれども、いろいろな消防活動をしておりますが、なかなかその再建計画、何

となく抽象的には見えるんですけども、徐々にはっきりさせていかないといけない時期にもあるだろうということで、今回、質問をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 芳賀議員の3年を振り返った町政の評価ということで、ご質問がありました。

私が就任したのが、平成23年8月29日でありまして3年を経過いたしました。この間、単なる復旧復興に終わることのない新しい、そして創造的な復興を遂げなければならぬとそういう思いでありまして、まず初めに着手いたしましたのは、この「災害復興基本条例」、いわゆる住民主体の条例を就任前からしたためておりました内容について、議会で条例を制定していただいたところでありまして、町民、事業者及び町の協働により復興を成し遂げることを私の基本姿勢、いわゆる情報の共有化をしながら、この復興を遂げたいという思いでやってきたところであります。

その情報の共有化に当たりまして、まず、災害FMを初めとする様々なメディアを通じての町民と積極的な情報共有を図ってまいりました。町の未来の設計図となる東日本大震災復興計画を策定して、インフラ整備に加え、暮らしの再建、生業の再生、コミュニティの再生など、町民の生活再建に向けたハード・ソフト一体となった復興まちづくりを進めてきたところであります。

平成23年度の主なところでは、議会を9月に招集して、その条例を制定して組織を立て直して12月には議会の議決を経たわけですが、この住民主体の条例に基づいた復興基本計画を策定したわけですが、平成24年度は3月から5月にかけて実施計画、そして9月までの間に土地区画整理事業の都市計画決定、防災集団移転事業の大臣同意、そして10月には独自支援を打ち出して、そして岩手県発となる災害公営住宅を建設し、そして平成25年度は6月には町方地区、6月12日一体的業務として発注し、その後、他の集落についても、このまちづくりについて発注してきたわけですが、そして、平成23年・24年のハード中心の考え方から第2期の復興計画を策定すべく平成25年の途中からテーマ別分科会を開催しながら、土地利用、社会基盤の分科会、あるいは福祉コミュニティ、産業分科会、教育分科会、それから高校生等の意見を踏まえて第2期の復興計画をスタートしているところであります。

これまで、この復興計画の第1期の実施計画では4つの基本施策を掲げたわけですが

いますが、地震ですね、震度3から4。

○議長（阿部六平君） 暫時休憩。

休 憩

午前10時10分

○

再 開

午前10時14分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○町長（碓川 豊君） それでは、話の途中でございましたけれども、続いて答弁させていただきます。

これまでの取り組みについて、復興基本計画第1期実施計画に掲げた4つの基本施策ごとに申し上げますと、まず安全・安心の確保でございますが、土地・資材・マンパワーの不足や制度の壁など、多くの課題を抱える中、全世界からの暖かいご支援のおかげもありまして、土地利用やインフラ整備に一定のめどが立ち、災害公営住宅への入居や防災集団移転促進事業による団地の造成、それから募集が始まったところであります。地域復興協議会などの開催を通じて、町民の皆様の声を反映した安全なまちづくりを現在も進めているところであります。

また、用地特例法の整備、三枚堂・大ケ口間のトンネル整備に係る調査費計上など、大槌町の粘り強い議会と一体となった要望活動が国政を動かし、一定の成果が生まれたと考えております。

次に、暮らしの再建についてでございますが、災害廃棄物の撤去・運搬を昨年度末までに完了させたほか、医療・福祉分野では県と連携を図り県立大槌病院の開院に見通しをつけるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「おおつち型地域包括ケアシステム」の構築にも着手し、社会生活基盤の強化を図ってきたところであります。

続きまして、地域経済の再興について申し上げます。

これまで水産加工業5社の企業誘致が実現し、漁業学校を開校して漁師の担い手確保を図るなど、町の基幹産業である水産業の復活に向け一歩ずつ前進しているほか、町方地区や安渡地区における産業集積地の形成に向けて入居者の募集を始めております。

次に教育環境の整備といたしましては、来年度から始まります小中一貫教育の本格実施に向けまして、新たな校舎の整備を含むハード・ソフト両面での準備を進め、当町独自の「ふるさと科」の設置とあわせて、次代を担う子供たちの教育環境を整備してきた

ほか、被災した公民館の復旧等にも着手、計画し、コミュニティ活動や生涯学習活動の拠点の整備に取り組んでまいりました。

以上の取り組みを進めてきた一方で、依然として多くの町民が不自由な応急仮設住宅暮らしを強いられておられて、いち早く住まいの確保を図ることが必要であるほか、人口の流出も大きな課題となっております。

国においては地方の創生に力を入れようとしておりますが、私といたしましても、希望に満ちあふれた大槌町を築くため復興事業の加速化を図りますとともに、住みよい町とするための医療福祉及びコミュニティ施策の充実や人口減少問題への対応など、昨年度策定した第二期復興実施計画に掲げる施策を着実に実施し、さまざまな課題に積極果敢に取り組んでまいりたいと考えております。

課題と計画ということで、その主な概要について今申し上げましたが、諸課題については、やはりこの人口減少の問題を、そして生業の再生をしっかりと取り組んでいかなければならないと思っております。

これからの復旧復興の課題の中で、さらに当面の課題といたしましては、まずもって土地の確保を早急に、さらに力強く進めていかなければならない。そして、業者、資財の確保、入札辞退も起きていますので、このことについても配慮していかなければならないと思っております。

それから、やはりこの復旧復興を遂げるには、どうしてもマンパワーが必要でございますので、職員の確保についてさらに奔走しながら確保に努めてまいりたいと思っております。国のほうでは、地方創生大臣を創生しての地方重視を掲げておりますので、我々といたしましては、これはチャンスと捉えながら、この大槌町を力強く再生していかなければならないと、そのように思っているところでございます。

以下の内容の質問に対しては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、各地域の防集団地の契約状況と今後の募集についてのご質問にお答えいたします。

各地域の防集団地、用地の契約状況は、7月末現在において防災集団移転促進事業全体としては58%となっております。各地域別の契約状況は、町方、小枕・伸松地域で66%、安渡地域で17%、赤浜地域で57%、吉里吉里、浪板地域はともに100%となっております。

次に、防集団地の募集状況ですが、ことし1月に町方、小枕・伸松地域の15区画と吉

里吉里地域の2区画、計17区画を募集しております。6月には吉里吉里地域の64区画と浪板地域の11区画、計75区画を募集しております。現時点での決定状況ですが、募集した92区画のうち、71区画が決定しております。

今後の防集団地の募集ですが、寺野・臼澤団地や沢山地域等の防集団地について、9月28日に説明会を開催する予定となっております。

次に、防集団地の再募集と町内全域を対象とした募集についてですが、1月に募集した15区画のうち、決定していない区画については、現在、随時募集で受け付けております。6月に募集した吉里吉里地域と浪板地域の75区画のうち、決定していない区画については、吉里吉里、浪板地域として一体的に2次募集したいと考えております。

町内全域を対象とした募集につきましては、現在、計画が固まりつつありますので、年内を目標に、浪板、吉里吉里地域を除く町内全域の各地区において個別相談を行いながら防集団地の仮申し込みを実施したいと考えております。

その中で、町内全域に広げた募集のあり方についても検討してまいります。

次に、産業振興についてのご質問にお答えいたします。

町ではこれまで防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の取得を進めてまいりました。この防災集団移転促進事業は復興交付金を活用した事業であることから、町が取得した土地を目的外に使用するためには国の承認を得る必要があります。また、貸し付けや売却を行う際には財産処分を行い、国庫補助金を返還する必要があります。これについては、本年3月に国のほうから、「復興交付金で取得した土地については、市町村が継続して保有し、復興に資するものであれば、その市町村が使用し、または貸し付けることは差し支えない」という弾力的運用の指針が示されました。

一方、町では、震災後の産業振興を図るため、主に移転促進区域を含む町方と安渡について、津波復興拠点整備事業を導入し、産業集積を進め町内外の事業者の立地を促しているところです。先般、新町地区の産業集積地について入居予定事業者向けの説明会を開催したところですが、産業用地としての使用開始は被災3県で初となっております。

しかし、それ以外の災害危険区域については、いまだ跡地利用が定まっておりません。その理由といたしましては、防災集団移転促進事業では、基本的に宅地しか取得できないことから、用地が虫食い状態になり、その状態の解消には別途用地を取得する必要があります。防潮堤建設工事の資材置き場や、土地区画整理事業の盛土等のため、暫定的に復興整備事業用地として利用している土地が多く、直ちに土地利用を進めることがで

きないこと。災害危険区域の土地利用についての国の弾力的な財政支援がないこと等が挙げられます。

しかし、町では災害危険区域の跡地利用は、復興を進めるための大きなテーマであることは十分認識しております。今後、各地域の用地取得状況を踏まえた上で、民間事業者等の積極的な活用が図られるよう手続を整えるとともに、跡地利用の推進を関係機関と調整してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 防災計画についてのご質問のうち、福祉避難所の協定についてお答えいたします。

当町では平成22年2月に「大槌町災害時要援護者避難計画」を策定し、同年8月に町内の社会福祉法人5団体と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、7施設を指定いたしました。

県の調査によりますと、震災以前に福祉避難所を指定していた市町村は、県内で5市町村、そのうち沿岸部では当町だけでしたが、平成26年3月末時点では、議員ご指摘のとおり15市町村で159カ所が指定されており、その98%が社会福祉施設となっております。

福祉避難所は、本来、一般避難所の避難者から、スクリーニングにより福祉や介護等の支援が必要な方を振り分け、町災害対策本部の要請で開設した福祉避難所へ移送するという二次的な避難所として位置づけているものです。

しかしながら、大震災では、被災の状況が把握できない中で、支援が必要な方やその家族だけでなく一般の避難者も社会福祉施設へ数多く避難し、対応に困難をきわめたところではあります。

また、現在締結している協定におきましては、事前の物資等の備蓄、発災から福祉避難所開設までの手順、開設後の運営における役割分担、広域的な人的・物的支援の受け入れなどについて、明確となっていないところでございます。

こうした状況を踏まえまして、関係社会福祉法人等と協議の上、今年度内に協定内容の見直しを行いますとともに、指定施設の拡大、運営マニュアルの作成、物資の準備等についてもあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうから、防災計画についての被災した消防屯所の再建計画についてお答えいたします。

今回の大震災津波において、被災した消防団屯所は町方の第1分団第1部、第2部、第3部と併設の消防団本部、安渡地区の第2分団第1部と併設の第2部、赤浜地区の第2分団第3部、吉里吉里地区の第3分団第1部と併設の第2部、浪板地区の第3分団第3部の7カ所であります。

現在、仮設屯所を設置して平成23年9月中旬から団員の方々にはご不便な環境の中、業務を遂行していただいております。

被災した屯所の再建計画については、屯所の建築場所、広さについて、消防団員の方々との協議、立地場所の選定、さらに関係業者、関係課と検討を重ね、土地区画整理事業、盛土の工事及び街並み復旧、復興計画の進捗状況に合わせて、一定の規模の面積と用地を確保し、災害復旧事業として整備を進めているところであります。

現在検討中の建設予定地は、消防団本部は旧大槌中学校一角町有地、第1分団第1部は寺野地区の防災集団移転促進事業にあわせて建設、第1分団第2部は大ケロ2丁目私有地、第1分団第3部は町方地区区画整備事業にあわせて役場庁舎付近、第2分団第1部及び第2部は旧安渡小学校プール跡地、第3分団第1部及び第2部は吉里吉里地区区画整備事業の新国道ルート角地、第3分団第3部は漁業集落防災機能強化事業によりかさ上げされた宅地の一角等を予定しております。

第2分団第3部は、赤浜バスセンター跡地の集会所と避難ホール建設予定地に併設して建設を要望しておりましたが、建設スペースがなく付近の町有地を検討しており、8カ所の屯所建設を計画しております。

以上であります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） はい、それでは順次再質問をさせていただきます。

町長のほうから災害復興基本計画条例を制定し住民と一体となつてと。でも、でもと  
いうか、計画当初のワークショップなり、まちづくり復興協議会なり、いろいろな会議  
の中で住民の意見は出ましたけれども、それが果たしてどこまで反映されているのかと  
いうことについては疑問もありますし、要望が届かない事案もありました。全部が全部、  
住民要望を聞き入れては、これは計画にならないわけですけども、住民の中には再三  
再四言ってきたけれども、吸い上げられなくて残念だったという声と、無視されたとい  
う声と、あとは会議にすら、出ていない方のほうが絶対数多いわけですよ。そういう  
中での拾い上げの部分だったり、もちろん住民の話ですので、いいことも悪いことも、



批判的なことのほうが多いわけですがけれども、住民説明会をやるに当たってどうしても懇談というよりは、決まっていることを伝える場にしかなくなっているという話があって、住民が挙手して意見を言っても、まあそれは法的にどうだとかこうだとかという話になりがちに今でもなっているような感があります。

3年たってほとんどのインフラ、ハード的事業が順調に採択を受けながら復興事業としてなっているわけで、今後のまちづくり復興協議会においてはいろいろなソフトの面、活用だとか、そういう面が中心になると思いますけれども、こういうときに大事なものは、住民がせっかくまちづくり懇談会に出て意見を申しても、法的にこうだからといってふたをされては次の声が出ないわけですよ。だから、参加者が減るんですよ。

法的に困難なことを、やっぱり住民のニーズがそこにあるのかと判断した場合には、さっき町長が言ったように、用地の特例法だったり、いろいろな法整備がこの復興の3年間の中で変わっていったという現実がありますのでね。なので、当局におかれましては住民の声に耳を傾けて、これがやはり真に必要なとなれば、法的に認められていない、現状ですよ、現状認められていない、通知として出ていないものでもね、いろいろな関係機関と協議しながら、それこそそういう事業を成立させるように努力していくのが本分だと思いますけれども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 答弁でも申しましたが、就任以来、情報の共有化が大切であるということで、基本姿勢としてさまざまな媒体で情報の共有化を図りながら、そして丁寧に説明しなければならないということでやってまいりました。その中で、地域復興協議会を創設いたしまして、その地域復興協議会の会長さんを主体的に、いわば動いていただいて、こちらのほうからの説明についても一緒に溶け込んできたところではありますが、まあ、この会議のあり方については意見が反映されないとかということについても、往々にしてあるんだというふうに思います。そのことについては、我々も真摯に受けとめて、住民が今どういった段階でどのようなニーズが今あるかということについては吸い上げながらやっていかなければならないと思っております。

さきの一般質問でありました応急仮設住宅、今、大槌町が住環境が厳しい中での生活が変わってきている中で、その対応であったりしたわけですが、これについても災害応急仮設住宅の目的外使用等についての国への働きかけ、あるいは土地収用法等の働きかけについても、これも国を動かしたということになるわけでございまして、住民の皆さ

んの意見を真摯に傾けながら、そして国、県に要望して計画に反映していくことが大事だろうというふうに、議員の考え方と同じ思いであります。そうしたことから、この平成25年度から平成26年の初めにかけてテーマ別分科会等を開催しながらいろいろやってきて、そして今回のこの生業の再生、暮らしの再建に向けた第二期の復興計画がスタートしたということになっているわけですが、いずれ今後においても担当部署等において住民の考えをしっかりと捉える、そういうことに耳を傾けるように対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今の町長の答弁の中に国を動かして法が変わっているという一部の紹介がありましたが、私そういうときに訴えるのというのは、いろいろな国会議員の方がこの何年かの中でいろいろなルートを使って視察に訪れます。つい先日、初めて安倍総理が来た。いろいろな各関係者が来たり、大臣も何度も来ているというようなチャンスであったり、もちろん町の事務方の職員の皆さんが一生懸命理詰めで上げてって、県経由で復興庁に行って採択になるものならないもの、大臣が一発で政治決着でなるもの、いろいろなものがありますけれども、やはり国会議員さんを上手に利用するべきだと思います。

そのときにですね、私、常々疑問に思うのが、何で成功事例しか連れて歩かないんだろうと、視察先にね。この前も災害公営住宅完成したところに行く、何だかのプロジェクトで成功したところに行く。ふぐあいなところはいっぱいあるんですよ。ふぐあいなところで町が悩んでいるわけですよ。これがこういう法整備でふぐあいなんだという現実を見せて、これをどうにかしてくれというのが復興なんじゃないですかね。物が進んでって完成しましたって、それは成功になったところを国会議員さんは予算措置をしているので、ああよかった、よかったって。それはわかりますけれども、現状、大槌町の中でいくと、半分以上が成功していないというか、まだ道半ばのものが多いわけですよ。その中でも上げても上げても蹴られていく。それはだめだと言われるものが多いわけですよ。そうしたら、視察先が3カ所あるのであれば1カ所は成功事例を見せてもやぶさかではないですが、2カ所はまだ滞っているところを積極的に視察をしていただいて、やっぱり被災地の声というものを現場で届けないと、なかなか伝わらないような気がしますけれども、そのことについていかがですかね。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） おっしゃるとおりでありまして、私どもも大臣だとか、総理大臣等が来たとき、その視察ルートが決められてくることについて大変残念に思っております。このことについては、私どものほうでもやはりこういうことであってはならないという思いで、担当事務局のほうには伝えております。今後においても、やはり今被災地がどういった現状にあるのか、そして今大変苦慮しているところがどうなのかということについては、しっかりこれからも取り組んでいただけるよう視察のルートには加えるように、こちらのほうから、現場から強い声を出していきたいとそのように思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。国の一国の総理が来たときに、我々議員のほうには何か案内があったわけでもなかったもので、なんかほかに置かれたような寂しい気持ちもしましたけれども、それなりの事情があつてのことだと思いますけれども、いずれ住民の多くはもう東日本大震災が忘れ去られてきたんではないかという声があるんですよ。ということは、やはりまだまだ進んでないんだというのを我々は切に伝えていかなければならない責務があるんだと思います。町長のその頼もしい答弁を信用していきたいと思しますので、次のどなたが視察に訪れるかわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

あと、町長の答弁の中にあつた今、それこそ、きのう地鎮祭で小中一貫校の整備が始まると。聞くところによると、土地の問題も決着したというようなことで伺っております。建築については図面があつて、それを建てるので、それがどうだこうだというのはもう既に終わっている話だと思いますけれども、先だって議会のほうでも大阪の箕面市の一貫校について視察をしてきました。そのときに副校長さんの話を聞いたときに、もともと我々が見たところは一貫教育校として整備したところだから、ハード的なものが云々くんぬんという話はなかったんですけれども、町内には町方地域と吉里吉里の分離型があるので、そこのソフトと。一番、副校長さんの話の中で、聞いてああそうなのかと聞いたところ、生徒はそんなに戸惑わないんだそうですよね。保護者も慣れるんだそうです。誰が慣れないかといったら先生なんですってね。こだわりがあるんです、やっぱり。小学校教諭と中学校の中に。中学校の先生が小学校に行かなくちゃならない、免許が違うし、小学校が中学校に行つてやらなくちゃいけないという、そこで毎年毎年苦勞をしているという話を聞いてきました。

大槌町は町立の学校で、そんなにいっぱい学校があるわけではなくて、今、仮設住宅にもう1校しかないところにいるんですけれども、その教職員教育、一貫教育に向けた教職員の教育について、教育というのか研修というのか、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 学務課長。

○学務課長（松橋文明君） ただいまの芳賀議員のご質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、小学校・中学校の教員の考え方はやはりちょっと違うところもありまして、当初から、私も昨年度まで大中におりましたが、懸念されておりましたので、合同での会議をしたりですね、あと委員会としましては視察研修を行ったり、それに向けた教員研修を行ったりということで、ここ2年目、3年目になったわけなんですけれども、徐々にではあります、そこ改善されて同一の共通理解のもとに進めるということで、今進んでいるところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 町立の学校ですので、来年から一貫校が始まって、ハードが再来年できてという中で、先生方が毎年、毎年ある一定規模でかわったのではなかなかそれが浸透しないという弊害もあると思うんです。人事異動は大切ですよ、大切ですが、ある一定のものをきちっと根付かせるという意味では、教員スタッフ小中一貫校というもののリーダー的なものを指名してちゃんと培っていくのか。はたまた招聘して行くのか、3年間とかね。何かそういうのも考えてもいいのかなと思っています。本当に、その副校長さんの話を聞いているとね、切なんです。5人かわれば5人新しく、そのソフトのことをやらないといけないから、そのエネルギーを使っているということは子供の教育のエネルギーというのは削られるわけですね。人のエネルギーというものは限りがあるもので、なのでそのことについてお伺いしたところです。

あとは、子供の教育に関して事例を申し上げれば、今年度は吉里吉里地区で過疎化の事業の補助金をいただいて、震災後町方にもいろいろなところにも大学生が出入りしていると。吉里吉里の事例を挙げますけれども、吉里吉里サマースクールと称して、夏休み期間中14日間、延べ505名の児童生徒が通って、1日36人。これはなんでかという、仮設住宅にいながら、夏どこにも行けなくて、宿題を見てくれる人もなければ遊ぶ範囲も狭められると。そういうことを感じて学校に集めて、学生をサポートさせてという事業をやったわけですよ。じゃ、学生がどうやって来るかという、東京でアルバイトし

た金で、バス代で来るんですよ。それじゃ、余りにも申しわけないということで、一部の食費を地元で提供してあげたり、一部の施設を開放して無料で泊めさせてあげたりということで、先ほど申しましたとおり延べ505名の児童生徒が通って、大学生も明治学院大学が102名、岩手大学が31名、そのほかにも早稲田、青学というふうになりました。

学生もそれに非常に興味を示して、冬休みも春休みもやっていきたいんだという話もあって、親御さんは親御さんで、夏休みはその事業の補助金もあったので無料化だったんですが、有償でもいいんじゃないかという話もあるんです。ということは、いいものであれば自己負担があってもいいという話になります。もちろん補助金頼みではないんですが、実態も視察なさってわかっていると思いますけれども、そういう学生を使ったですよ、地元の子供たちを健全に育成していくということについて、教育長でも何かお考えがあれば、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今お話しあったように、子供たちの学びの環境ということをきちっと保証してあげるということは私たちの大切な仕事でして、特に学生さんについては、今、吉里吉里、県外の大学の話もありましたけれども、県内の盛岡大学であるとか、県立大学、岩手大学、そういった方々の日常的な支援ということも現在行われております。仮設の校舎、それから吉里吉里についてもそういった大学生さんたちの自主的なボランティア活動としての支援をいただいております。ただ、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業というそういう事業の活用をしながら、今後もできる限り放課後子ども教室であるとか、今言った夏冬の長期の休業中の学びの保証ということについても、今後また継続して開催できるように、活用できる制度等も洗い出しながら、また進めていこうとそういうふうにも思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） ありがとうございます。よろしくをお願いします。

それでは先に進めますけれども、その土地のことについて、若干伺います。

先ほどの答弁の中で、全体的には58%だけれども、安渡地区がやはり進んでいなくて17%のみにとどまっていると。3月の議会、6月の議会でもそうだったんですが、内諾はいただいているんだけど、いろいろな関係があってもなかなか契約が進まない。まあ17%までやっと来たかなという感もありますけれども、先ほどの答弁の中でもあった用地特例法、土地の収用ですよ。国会議員の先生方と話をしたときに「大槌の法律み

たいなもんなんだぞ」というふうな話をされると。それが施行されて、今、実態としてどのような動きにあるのか、収容計画であるかどうか、その法律を使って画期的に契約が進むというふうに期待しておるところですが、それがそうではないような話もちょっと伺っているところではありますけれども、今後の見通しとして、片方では100%の契約があつて片方では17%のわけで、17%の土地の人は不安なわけですよ。そうしたときに、国が特例的に認めた法案があつて、それを有効活用していくのが本来なんだというふうに思いますけれども、今後の計画について答弁をちょっと。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 用地特例法の活用につきましては、今後そういう方向で一応検討していくということで今準備を進めております。これにつきましても、ただこれがすぐに活用できるということではございませんので、いわゆる復興整備計画に乗せて都市計画決定なりから事業認可を、そういった手続をとっていかないといけないということになりますので、そのための書類だとか、それから区域の確定だとか、そういった手続がやっぱりこれも必要になってまいります。それを最終的にはそういう活用も踏まえてそういう手続だけはしていこうということと、あわせて用地の取得についても地元との交渉も並行しながらやっていこうということで今進めております。ということで、今、準備なりから書類の整理だとか、そういったことを今進めている段階でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 課長の答弁は最もです。確かにそのとおりで、その事務作業がものすごく時間がかかるというのは、それは今回のことでなくとも全てにおいてそうなんですけれども、住民が期待しているのは、今までが土地を購入するのに当たって、債権だとか相続の関係だとか、いろいろなもので進んできていないというのは嫌ほど説明を受けてきた、国は法律を変えた、進むんだらうというふうに思っているわけですよ。町としてもその特例が通った中で、通ったんだったら次はこの書類なんだと、本当は構えていないといけないんだと思うんです。それが、通ってから準備とかという話になるから、どうしても住民が「まだかまだか」というような、もちろん私にはその関係書類がどれだけ膨大なのかというのは予想もつきませんが、ただ、町はかねての懸案ということで、その土地の問題について訴えて、それがかなったわけですよ。かなったら、次の手を速やかに出していくのが本来なんだと思いますけれども、その時期的なところはあえてここで伺いすることはしませんけれども、住民はそうやって期待をして

いるというようなことを承知おきしていただきたいと。

それが何でかという、片方では100%で、この土地ではなくて町方に行きたいという人がいたときに、峠を越えるという募集を片方が決まっていなからできないわけですよ。だから、ここの町全体のバランスが必要になってくるんだというふうに感じておるところですので、そういう声も聞くんですよ。町方で被災したんだけど、町方でなくて実家が吉里吉里だから吉里吉里のほうに行きたいと、あんたは町方で被災しているんだから吉里吉里は申し込めないというのが今なわけですよ。それを峠を越えるために、いろいろなものがあると思うんですけども、端的に言うと、町が、契約が全部100%になって、どこに行ってもいいんですよというような、ただし残っているところはここなんですよというふうな議論をするためには契約率が上がっていかないと、なかなかできないだろうというふうに感じているところですので、大変でしょうけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと。

あと、6月に募集した2回目の募集時期、実際具体的な時期について答弁がなかったんですが、まちづくり懇談会の役員会の中では10月中旬から下旬を目標に、吉里吉里、浪板地区の第2回目の募集をやっていききたいというような話が担当の中ではなされていますけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） 吉里吉里なり、浪板につきましては、まだ空き区画がございます。これにつきましてはちょっと先ほどありましたように、区域を広げるという話もございますので、今ちょっと吉里吉里と浪板を合わせるという方向で少し手続をしまして、それができた段階で募集をしたいということで今進めておりますので、10月ごろにできれば、その手続が終わった段階で募集をしていきたいなというふうに思っておりますので、一応10月をめどに準備しておりますけれども、若干、その時期についてはまだこれからそういう手続も踏まえて、明らかになってくるというように思いますので、まだ時期についてはちょっと、そういう目標をしながら今進めている段階でございます。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど土地収用法の制定があつて、町で構えるべきだという話、そのとおりであるわけですが、町としてもその土地収用法を受けて、手をこまねいていたわけではなくて、議会のほうにも、全協等でも説明したとおり、その収容手続を進める一環として都市計画決定だったり、あるいは事業認可の手続等も水面下ではやっている

ということでありますので、その辺のところはご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） あえて、ここでそのような発言をさせていただくのは、公の場で  
すし、ここで話さないと住民に届かないと。知ってるメンバーは聞かれば答えますの  
で、知っているんですけども、そういう意味で質問しておりますので、よろしくお願  
いします。

続きまして、産業振興のほうに入らせていただきます。

ここで言わんとしているのは、国がせっかく弾力的な運用を認めてくれたので、やは  
りこれもやっていかないといけないんだろうなと思います。確かに虫食い状態であるこ  
とはわかりますけれども、その以外の土地に復興の財政的な措置がないのが現状の中で、  
私は法律にそんなに詳しくないので簡単な話で申しわけないんですけども、区画整理  
事業の中で換地というものがあります。だから買ったところの宅地面積を合計して、あ  
るエリアに行って、今実際、畑であったところが畑でなくて雑草しかおがっていないわ  
けで、畑のところを集約してある一定の規模で、そうなったときに町が産業集積地とし  
て、例えば町方とか安渡はありますけれども、吉里吉里にはないわけですよ。話を聞くと  
町内に2カ所しか認められていないんだと、現在ではね、そういう問題があったりと  
か。ただ、つくったはいいが、本当にやる商店さんがあるのかどうかというのもあるの  
で、こちら辺はきちっとヒアリングをしていただいて、やるのであれば手を挙げたいん  
だとか、先ほども申しましたとおり、戻りたいという人もあれば、グループ補助金は採  
択を受けているけれども、まだ建てる場所が見つからないとかというような、いまだに  
そんなに進んでいる案件ではないんですよ。なので、これも一步も二歩も前進してほしい  
と思って伺っていることについて、もし答弁があれば。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今の移転促進区域の買収のところでございますけれども、今  
回の弾力的な運用の中には、その交換についても国庫の補助金は返還は要らないという  
ことになっていきますので、ある程度集約が、もし、相手がある話なので、これは相手と  
の調整でございますけれども、そういったことでは集約というのも今後考えて、検討し  
てまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 産業振興部といたしましても、新町地区の産業集積地が



先行して進んでおりまして、それに控えて安渡地区ということで、現在仮設施設等で営業されている方、あるいはまだ仮設の営業にすら届いていない方の事業用地として準備しております。

吉里吉里地区につきましても、当然吉里吉里地区での事業再開を希望される事業者の方が一定数いるというところまでは把握しておりますので、さらに時期でありますとか、規模、こういったところについては情報収集した上で、必要であればそういった産業集積地、あるいは産業集積という形までは至らなくてもきちんと事業できるような土地をどうやって確保するかといったところについては、一緒に協議して進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 私は吉里吉里出身なので、あえて吉里吉里地区の事例を申し上げているまでで、例えばキラリにいる方々であるとか、まちづくり会社のコーディネーター、今後期待されますけれども、そういうのも含めてね。町の災害危険区域、住居はだめなんだけれども商業的なものであればいい、国は弾力的に使っていいよと言った。住民だって、そのニュースを聞くわけですよ。

そうしたときに、今まで「これはだめだ、あれはだめだ、だめだ」でなくて、「これも認められているから、今町で考えているから、ここここあるんだけれどもどうなんだべ」というような聞き方をするとか、何かそういう住民とキャッチボールのできるような行政運営をしていただければいいのかなというふうに感じているところです。

今、たまたままちづくり会社の話が出ましたけれども、この前、新聞で大船渡の鎌田水産が、今度は遠野の風の丘に進出してという話がありました。「ああ、やるもんだな」と思いながら、ああいうのを期待しているんですよ。町会社には、どっちかという。結局、水産加工は水産業が復活した、加工も徐々に復活したけれども、販路が絶たれているわけですよ、売り先がない。この前、テレビに陸前高田のカキの業者さんが、せっかくできたんだけれども買ってくれるところがない、もう半分になっちゃったというのが悩みなわけですよ。こうやって販路の開拓というのが、起こす、つくるものまで復旧したときには、やはり買ってくれる人がないと商売にはならないので、ぜひそのようなコーディネーターをお願いしたいというところがあります。

続いて、防災計画のほうに質問を移しますけれども、先ほどの答弁の中で、第3の答弁の中で、福祉避難所の開設について、ちょっと違うと思うのが一つあります。私も福

祉避難所の講演を全国でさせていただいております、BCPの講演もしていますけれども。③の答弁の中の真ん中の段で、「町の災害対策本部の要請で開設した」というふうな表現があるんですけども、町の災害対策本部が要請しなくても福祉避難所というのは開設していいわけですよ。そのための協定なわけなので、そこら辺。この言葉だけを見ると、町が要請しないと福祉避難所にならないのかという感じになるので、それは災害と同時に想定して協定を結んでいるわけなので、どうぞ住民を受け入れてくださいと。

ただ問題だったのが、町内の福祉施設もそうだったんですが、一般の避難の人も流れ込んでいく。二、三日でそれをスクリーニングするというのが、今我々の県の組織の中でもそういうものの第1次派遣職員の災害協定だとか、支援協定をやっていますけれども、そういう訓練はしますけれども、いずれ町とすればですね、先ほどの答弁にあった指定施設の拡大だとか、中身の見直し、県から通知も出ていますから、うちのところにも来ていますけれども、そのようなことを、去年も今年度って言っていたような気もするんですので、まあいち早く、先ほどの地震ではないんですけども、いつ来るか本当にわからないので、ぜひやっていただきたいと。

広島の話の冒頭させていただきましたけれども、東日本の教訓がこの福祉的なところで余り役に立たなかった、現実的には。何でかという、ボランティアの人がとある学校にテントを張らせてキャンプ基地にして、ここから支援活動をしたいと言ったら、市がだめだって言ったんですよ。そういう事例とか、やはり災害を意識している市町村と、広島が全くしていないということではなくて、やっぱり常日ごろ民間も含めて、リアルタイムの中で、いつ・どこで・何が起きてもという心構えをしていかないといけないのかなというふうに思いますので、特にも災害弱者になるであろうという方々を受け入れるのが福祉避難所ですから、そのことについてはぜひ急いでほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。何か答弁があれば。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 福祉避難所の協定につきましては、現在、既存の協定につきまして、実際の震災を踏まえまして、避難者を受け入れた各施設、福祉避難所となった各施設のいろいろな課題ですとか、改善点があるかと思えます。そういったところを相談させていただきながら、見直すべきところは見直し、また協定だけでは全部盛り込めない部分もあるかと思えますので、そういった部分を、運営マニュアルのようなものを作成しまして、補完するような形で、あわせて整備させていただきたいというふうに

考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 先ほど事例の中でご紹介していましたが、県内の中で45点、半分以下しか福祉避難所を設置していないんですよ、協定で。なので、我々被災地の中では、協定は結んでいるものの実態がかみ合っているとはなかなか言いがたいところもあるんでね、ぜひやっていただきたいし、簡単な話、町内の福祉施設に全部案内を出して、福祉避難所の協定を結んでいただけたらと全部結べばいいんだと思うんです。今回の災害で浸水をしていないところが大前提になるとは思いますけれども、やはり数があつたほうがいいのではないかと。あと、そこで物品が足りなければ国庫のほうできちんと支援をしながら備品もそろそろわけるので。やはり町が第一歩目を踏み出さないと、なかなか行かないと思いますので、ぜひお願いします。

最後に、消防屯所の話です。

我々も分団の中で、署長さんにおいでになっていただいたり、去年もいろいろ話をしたり、場所なりなんなりしてきました。復興関連事業なので、原形復旧、原形の規模でという話になると、町内の町が所有していた消防屯所の面積というのは非常に狭いわけですよね。駐車場もないという中で、例えば1分団1個隊、1部・2部の2個隊であれ、ある一定の基準面積みたいなもの、例えば2部編成になるのであれば最低80坪は担保してあげないといかんだろうとかね、100坪なんだとか。1分団1部であれば50坪でいいんだとか、なんとかという目安みたいなもの、物差しみたいなものというのはありますか、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（磯田照美君） 一応目安的なものをつくりたいんですけれども、この復旧補助金が原形を、前にあつたものを復旧するというものですので、それ以上にかかる場合は結局は町の持ち出し、町の資金が必要になるんですよ。そのために現在は、まず3分団1・2部のほうは分団員のほうから200坪の土地が欲しいということで、町にお願いしまして、その分の足りない分は補助のほうで補っております。

ですので、これからも建設していく面積的なもの、そういうのは団員の方と打ち合わせをして、補助金で賄えるものか、それとも災害復旧プラス、結局は町の特別会計とか補助金を使ってやるものか、そういうのをこれからも検討して実施していきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今の200坪というのは初めて聞いたんですが、3分団はそんなにわがまま言いませんけれども、100坪程度でいいんですけれども。私の言う面積が決め苦しいのであれば、どうしても原形復旧の網がある。ただ、これだけ被害を受けた中で、消防団員の活動というのはものすごく大事だということを十分認識なさったと思います。以前の面積だと50坪の町有地のなかで分団編成をしてきたのであれば、例えば分団が大体基準面積80から100坪なんじゃないかと言ったときに、やはり町有地として買い上げていただく、大ケ口のほうは民有地を貸借するという話もありますけれども、何かそういう物差しみたいなものがあれば、団のほうとしても考えやすいのかなと。

あと、屯所の整備についてもそうです。話を聞いていると、シャワー室があったほうがいいとか、いろいろなものもありますけれども標準的な面を、原形復旧って原形がもともと違うわけですよ。ところが、復旧した後で、1分団にはこれがあって2分団にはこれがなくて、3分団にはこっちの保証があるみたいな話になると、これは原形復旧が終わった後の差別になってしまうので、何かある一定の物差しが、標準的なものがあつたほうがいいのではないかなというふうな気がしますし、それらを標準的に装備するには町がある一定の持ち出しがあつても、これはもういたし方ないというふうなところと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 確かに原形復旧だけでは従来の消防屯所から見ると狭いということですので、常識的に考えてやはり必要な面積、必要な備品等はしっかり対応していかなければ、今の消防の団員の確保についても、そういうことが求められておりますので、一般財源の考え方もしていかなければならないと、そのように考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 署長さんには、3分団にお越しいただいたときに話したんですが、やっぱり屯所の敷地の中にはやはり団員が緊急的に来るので、ある一定の台数の駐車場ですよ。その駐車場が地下タンクであればなおさらよろしいのではないかと。だから、屯所、駐車場兼地下タンクであつて、隣に消火栓がある。これが地域の分団の理想的な敷地とか設備のまずは配置になるというふうに思いますので、よろしくお願ひして質問を終わります。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 0 5 分

○

再 開

午前 1 1 時 1 5 分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

先ほどの消防課長の答弁に間違いがありましたので、再答弁いたさせます。消防課長。

○消防課長（磯田照美君） 済みませんでした。

先ほど芳賀 潤議員の質問の答えとして、消防屯所の面積、3分団1・2部の屯所面積200坪と言いましたけれども、200平米です。済みませんでした。

それで、結局最初179平米だったんですけれども、換地の結果、150平米に減ったものですから、不足分の50平米は補正予算のほうで購入ということで、200平米になっていますので、よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君の質問を許します。発言席へどうぞ。

○6番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずもって、あしたで震災から3年と6カ月がたとうとしています。私たちの任期も1年を切りましたので、改めて気を引き締めてこの活動をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、まず通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1番目といたしまして、定住促進住宅使用料の不明金についてお尋ねいたします。

住宅使用料の不明問題につきましては、8月11日に開催されました全員協議会で説明、報告がありました。この問題の及ぼす影響が行政運営全般に波及しないか危惧しております。また、私自身も昨年の9月議会の決算委員会の審査において、なぜ土木使用料の収入未済額の多さに気づき、内容を問わなかったのだろうかと思っております。

第三者委員会を設置し、9月中旬に最終報告の予定とありますが、できれば平成25年度決算を審査する今9月議会の会期中の報告となることを求めます。詳細な内容は報告書で説明されると思いますが、私がここで伺いたいのは、東日本大震災からの復旧復興に向け事業量の増大を見越した副町長3人制の導入及び部局制の導入を敷いても、この問題の早期の把握ができなかった理由はどこにあったと認識しているのかということ

あります。よろしくお願いいたします。

また、2番目といたしまして、大雨等への取り組みについてお尋ねいたします。

全国各地で今までに経験したことのない大雨等による大規模な災害が発生しております。どこの地域においても災害の危険性がある中で、当町の取り組み状況を伺います。

1番、土砂災害危険区域における地域住民への周知状況と今までの対策について。

2番、県管理の大槌川、小槌川ですが、場所によっては河川内の立木等の繁茂が目立つことから、洪水対策と河川管理の県との協議についてをお尋ねいたします。

3番目は、大槌川、小槌川に合流する各沢々の土砂等の堆積状況の把握と対応についてお尋ねいたします。

3つ目といたしまして、CMRとのかかわりについてお尋ねいたします。

UR、CMR、地元業者が一体となり復興工事を進めることは、復興の進捗をスムーズにするためにも大変重要なことでもあります。時と場合によっては難関が立ち上がり、うまく事が運ばないということは、誰も経験したことのない大きな工事をする上では予測できることでもあります。三者の関係が極端な上下関係がなく工事の進捗を図るには行政の指導管理が充実していることが必要不可欠と思いますが、行政としての対応について伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、私のほうから定住促進住宅使用料の不明金についてお答えをいたします。

まず、第三者調査委員会の報告についてお答えいたします。

第三者調査委員会において、去る8月16日から8月24日までの間、職員及び関係者から聞き取り調査を集中的に実施したところであります。当初の予定では、その期間中に平成24年度・平成25年度における公営住宅使用料の担当者であった職員から聞き取り調査を行う予定でありましたが、8月12日から心身不調を理由に入院しており、現在のところ聞き取り調査ができない状況であります。

こうしたことから、現状では本定例会会期中において、第三者調査委員会からの最終報告をいただくことは難しいと考えております。

次に、副町長3人制及び部局制の導入と今回の事案に関する認識についてお答えいたします。

副町長3人制については、業務が錯綜する中、組織を系統的に動かすことが急務であったことから導入したもので、あわせてこれに対応した部局制を敷くことにより行政機能の強化を図り、復興に向けた部局横断的課題に対し連携して対応してきた一方で、平常時における事務のチェックについては目が行き届かない面があったと考えております。

こうした点も含め、現在第三者調査委員会において、人事管理、指導管理体制に関して調査・検証されておりますので、報告書を注視したいと考えております。

次に、大雨等への取り組みについての土砂災害危険区域における地域住民への周知状況と今までの対策についてお答えいたします。

現在、全国で土砂災害が発生する恐れのある危険な箇所は約52万カ所といわれ、9割の市町村内で確認がされたと報道しております。

そのうち、岩手県内では全ての市町村に存在し、平成26年7月現在、土砂災害警戒区域等の指定を行っているのが、3,154カ所で、土石流警戒区域が1,584カ所、急傾斜地の崩壊警戒区域につきましても1,570カ所が指定されております。

大槌町内においては、土石流警戒区域が13カ所、急傾斜地の崩壊警戒区域が39カ所、それぞれ指定されております。

まず、この結果の住民への周知につきましては、過去に「洪水土砂災害ハザードマップ」を作成し、全戸に配布を行うなど周知を図ってまいりました。

次に、対策としましては、土砂災害における「避難勧告等の判断伝達マニュアル」を本年6月に整備を行い、勧告等の発令基準を定めており、住民の方々に早期の避難を行っていただくことを念頭にその運用を行っております。

その中で、大雨警報、洪水警報が発表された場合、自主避難される方の対応といたしまして、中央公民館を避難所として開設し、防災行政無線やモバイルメールなどを通じまして、住民の方々にその周知を行っております。

去る8月10日に台風11号に伴う、大雨・洪水・暴風警報が発表された際には、中央公民館を避難所として開設し、午後7時30分ごろ、1世帯3人の方が避難されております。

今後の取り組みとしましては、岩手県が指定します土砂災害警戒区域の範囲の再確認や、その際の有効な避難所の調査などを行い、新たに洪水・土砂災害ハザードマップを作成し全戸に配布するなど周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 洪水対策と河川管理者である県との協議についてのご質問に  
お答えいたします。

2級河川大槌川並びに2級河川小鍬川における管理者である県との洪水対策等の協議  
状況ですが、今年5月中旬に沿岸広域振興局土木部へ赴き、大槌川、小鍬川の浚渫等  
のお願い、確認を行いました。

その後6月に振興局土木部より、桜木町地区の住民を対象に小鍬川の今後の浚渫等の  
計画を説明していただいたところであります。

振興局によりますと、大槌川の国道45号から上流200メートル区間の流下能力は規定の  
91%となっており、河道内に土砂の堆積があるものと認識しているとのことです。

また、小鍬川においても、古廟大橋から寺野沢川合流付近の流下能力は規定の87%と  
なっており、河道内に土砂の堆積があるものと認識しているとのことです。

今後の河川改修工事の予定ですが、大槌第16地割付近の大槌川左岸の堤防が築堤され  
ていない区域において、築堤工事に向けた測量設計業務を今年度実施する予定とのこと  
です。

また、小鍬川の桜木町付近の区間において、今年10月以降に河道掘削工事に着手する  
予定とのことです。

なお、河川のパトロールは1週間に一度実施しており、大雨や地震が発生したときは  
随時パトロールを実施し、河川の状況の把握に努めており、堤防や河道の維持を図っ  
てきているとのことです。

振興局においては、今後も増水時の状況や背後地の土地利用を勘案し、緊急性の高い  
ところから河道掘削を行い、洪水時の流下断面の確保を図っていくとしてございます。

次に、大槌川、小鍬川に合流する各沢々の土砂等の堆積状況の把握と対応についてで  
すが、町が管理する準用河川は沢山沢川、寺野沢川、生井沢川等がありますが、堆積す  
る土砂の除去については、定期的に点検を実施し優先順位を決めて除去するよう努めて  
まいります。なお、今年度は沢山沢川において町営住宅付近の護岸工事を予定しており  
ます。

また、県が管理しております砂防ダムについては、土砂がたまることにより河床勾配  
が緩くなり河岸の浸食を防ぎ土砂の流出を抑制する効果があることから、土砂の撤去は  
行っていないとのことです。町内において新規に砂防ダムの建設や急傾斜施設の新設の  
予定は現在のところないとのことです。なお、パトロールは年1回の点検を全箇所にお



いて実施しているとのことでした。

次に、CMRとのかかわりについてのご質問にお答えいたします。

町方復興CMRはUR都市機構が、大槌復興CMRは町と管理CMRとで、それぞれの設計施工CMRを管理しております。

また、町方復興CMRと大槌復興CMRから、地元を含む専門事業者への発注がなされ、受注した専門事業者は両CMRの管理・指導のもと、設計・施工を実施していくことが今回のCMにおけるスキームの大きな流れとなっております。

行政の指導監督につきましては、通常の打ち合わせや連絡会議のほか、今回のCMにおける特徴的なものとしてオープンブック方式を採用しており、三者の関係、特に各CMRと専門事業者との間に極端な上下関係がないことを確認するため、本方式を採用しているものであります。

具体的には、町やUR都市機構と各CMR間では、合意したフィーを工事費に上乗せして契約しております。そして、各CMRは工事に要した費用をその都度、専門事業者へに支払い、支払ったことを証明する書類を発注者に提示する義務をつけることによって、専門事業者の施工能力と支払額の透明性を確認し、品質の保持に努めているものであります。

よって、通常の施工管理のほか、発注者がオープンブック方式にて原価管理を確認することにより、専門事業者が不利な状況に置かれることのないよう、チェック機能を強化する体制を構築し、行政の指導監督が行き渡るよう対応しているところであります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） それでは、順次再質問をしていきたいと思っております。

昨日、この問題につきましては、東梅 守議員も取り上げました。ダブることもあるかと思っておりますけれども、そこら辺はご了承してください。

まずもって、一般社会において企業等が不祥事を起こした場合、トップを初め幹部の方々が起立して謝罪すると。そういう光景はテレビの中の都会の話だと思っていました。だけど、今回大槌町でも同じような行動があったということで、とても残念であります。定住促進住宅を町が引き受けたとき、収納率がたしか90%後半だったと記憶しております。高い収納率で推移していたときに入金が少なくなった時点で、なぜおかしいなと思うわなかったんでしょうかね。民間の会社であれば、未収金が多くなれば経営にこれは大きな影響を与えるわけでありまして。答弁によりますと、事務のチェック、また、き

のうの町長は管理の不行き届きだったということではありますが、未収金や不納欠損など数値的なものを節目節目で恐らく担当課及び町長初め上層部との間で情報・実情を把握しながら、指示を出したり仰いだりしていると思うんですが、そこら辺の取り組み状況はどうなっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 現在の状況ですけれども、現在は毎月月末に月計として、どのぐらいの徴収があって、どの程度の徴収率になっているかということで、全て上まで上がって決済を受けて、それをチェックしております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） はい、わかりました。

私、この問題の背景、たくさんあると思いますけれども、一つの中にいろいろなところから職員が応援に来ていると。そんな慣れない環境の中で職員同士の中に遠慮するような雰囲気があるのではないかなと思います。これは時間がたつと慣れ親しんできて融和が図られてくると思うんですけれども、その初期の段階の職員同士の融和を図ることが、その後の仕事をスムーズに遂行していく上でも必要だと思うんですけれども、恐らく派遣職員、かなり来ておりますので、そのような取り組みはされていると思うんですけれども、まずその取り組み状況ですね、職員の融和をどう図るのかという取り組み状況をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） まず、震災当時を省みますと、やはり震災によって資料とか職員がいなくなっている状況で、とても派遣の職員の方々と交流を図るということはもちろんできませんでした。実際には昨年度、不幸にしてお亡くなりになった派遣職員がおりまして、その辺から交流という部分をかなり強く意識しながら進めております。なるべく職員と派遣とが交流できるようなスポーツ大会とか、あとは講演会等も開きながら、そういうことを取り組んでまいりましたけれども、やはり職務遂行の困難性というのはかなり強かったような気がします。幾らその部分で交流を図ろうとしても、なかなかやはり年齢的なものとか、派遣元の状況とかも含めて大変厳しかったのではないかなと思います。なかなかそれを全体としてまとめていくというのは厳しい状況であったと私は思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 確かに、仕事の環境が違えばなかなかうまくいかないというのはわかります。だけれども、そこをマネジメントするのが総務部長の大きな役目ではないのかなと思いますので、今後におきましてもまだまだ応援職員たくさん来なければいけませんので、ぜひそこら辺は留意していただきたいと思います。

そこで、お金のことで若干触れたいと思うんですけれども、担当職員の家族がアパートにあったものを届けたということでありますね。けれどそれは満額じゃないよと、200万相当のお金がまだまだ足りないという状況下の中で、その間、何日かたっていますけれども、その後入金というような行動があったのかどうかというところをまず確認したいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 父親の現金持参後、新たな現金が発見されたかというご質問ですけれども、実は、8月末になりますけれども、第三者委員会の立ち会いのもと本人の机の中、施錠されておりましたので、それを壊して中身を確認したところであります。その結果、現金67万9,400円ほどその本人の机の中から出てきました。それは定住促進住宅使用料または町営住宅使用料と思われるものですので、現在調査中であります。新たな現金確認された部分でありますけれども、第三者調査委員会との協議の中で、そのほかの現金のことも含めて調査する必要があるということで、最終的な第三者調査委員会の報告の中でこれも含めて報告するというところで協議をしているところであります。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） その机のかぎをこじ開けてみたら六十数万円入っていたということで、できればですね、その机の中というのはプライベートということでなかなかそういう行動はとれなかったのはわかるけれども、でもやはりね、そこら辺もやはり同時に前にやっていたらもっとよかったのかなと思います。これ、終わってしまったから言うのもあれですけれども、やはりそこら辺は反省すべきところではないのかなと思います。いずれにしろ、まだ200万円、そしてまた六十数万円ということで、まだまだ足りないわけでありますので、引き続き調査を待ちたいと思います。

この問題でいろいろな方々が不信感を持っているわけですね。定住促進住宅に住む方々にとっては納めたにもかかわらず、それが滞納扱いになっていたということで、大変不名誉なことなわけであります。また、それによってかなり行政の不信にもつながったのかなと思っているわけですね。その定住促進住宅の方々を含め、そしてまた町民の

方々においても、この問題の解決を注視していると思うんですけども、詳細なものを注視していると思うんですけども、第三者委員会の報告等が出たならば、恐らく新聞報道等も出ると思いますけれども、改めて町報等で謝罪あるいは経過報告等を全町民に周知するような方法を考えているのかどうか、そこら辺お尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 第三者調査委員会につきましては、第三者調査委員会ですので、その部分では最終報告を受けた部分で第三者調査委員会としての報告をしたいと思えます。また、町民の方々については、第三者調査委員会の中での大ざっぱなくくりしかないので、詳細についてはきちんと広報等でお知らせする、そういう形で考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今ですね、多くの自治体からたくさんの応援職員が来ているわけでありまして。この間、悲しい出来事もありましたし、又今回の不適切な事務処理ということで、協力している自治体は「いやあ、大槌町はどうなっているんだ」と心配したり不安になっているんじゃないかなと思うわけですね。そんな中で、今後におきましても応援職員を養成していかなければならないわけでありまして、今協力されている自治体に対して、町長等も結構頻りに表敬訪問していますけれども、そのような機会の中で今回の事例等を不安に思っているかと思えますので、消極的な派遣をされては、こちらのほうもまずいわけでありまして、そこら辺、協力されている自治体等に今後のお願いやらをどのようにしていくおつもりなのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回の不祥事につきましては、大変、町民の皆さん、そして派遣されている派遣元の自治体の皆さん、そして国内外から多くの支援を受けている中で大変申しわけなく遺憾で慚愧に堪えないところであります。派遣職員の確保については復興の本当の、いわば礎的などころがありまして、職員をどうしても確保していかなければならないという状況にあります。今回、大槌町がこのような不祥事になったことについては、私も真摯に受けとめながら、派遣元の市町村に対してもこのようなことがあった旨を報告しながら、そして今被災地がこういう実情であるんだということを丁寧に説明、お願いしていかなければならないとそのように思っておりますので、今後とも引き続き職員の確保に奔走してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 確かにそのとおりでございます。

私、先ほど表敬訪問、町長が結構しているというお話をしました。この被災自治体の町長として、被災地の現状を発信すべき町長は結構外に出る機会が多いと。で、その中で副町長は今2人ですけれども、当時は3人制を敷いたと。その中で、私は、表現はちょっとあれかもしれませんが、筆頭副町長は佐々木副町長だっていると思っています。その佐々木副町長は内部の調整をしながらやっていくということでありまして。そんな中で、長年の行政キャリアを経て現在副町長の職にいる佐々木副町長においては、今回のこの不祥事問題、留守を預かる筆頭副町長としてどのようなお考えをもって、考えているのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木彰君） この問題については、町長の答弁にもありましたように、人事管理あるいは指導体制の不備、不徹底ということであろうと、総論で言えば。具体的に言えば、一つはやはりこういう現金取り扱いというのは一人で扱わせるものではないだろうというふうに思いますし、そしてそれらを管理するにはやっぱり組織がありますから、班長から始まって課長、部長、そして副町長、当然ですね。そういうことが、その辺の管理運営がまずかったろうというふうに思います。したがって、その場で言えば、私の責任というのは本当に重大だろうというふうには、今自覚をしております。

いずれにしても、これらは二度と起こさないような当然でございますが、対策を練っていかねばならないというふうに思っていますし、現在でも、こういった問題についての問題点は考えてはおりますが、同時に第三者委員会もそういったことについての原因、そして今後の対策ということについても答申いただくという形になっておりますので、その辺を見ながら、当然私の責任は重大だろうというふうには自覚をしております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） まあ、一番悪いのはこれは、公務員にしからず人のお金を不明朗なやり方をするということは、これはいけないことであります。問題はその不明朗な取り扱いをした職員であるのはこれは確かなわけですが、その環境がどうだったかということのを改めて、考えていると思っておりますけれども、そこら辺をまずちゃんとしてもらいたい。

過去にも大槌町においてはそういうふうな現金をめぐるトラブル等もあったわけでござ

ざいます。忘れたころにぽつぽつと出てくるわけでありますので、お互い気が緩んだところに、多くの方々が、多くの職員がそういうことはしないと思うんですけども、たまには魔が差す方々もいるということで、ぜひその環境整備については今後注意してもらいたいと思います。

以上につきまして、第三者委員会の報告が出た後で、もしかしたらもう一回何か聞かかもしれませんが、とりあえずこの定住促進の不明金問題につきましては終わりたいと思います。

続きまして、大雨等の関係について入りたいと思います。

このごろ全国各地で、先月8月20日の広島県において本当に大変な土砂災害が起きました。大槌町においても、これは起こりえることであります。被災された方々が、例えば今住宅再建をします。そうした場合、ここに家を建てたいが、例えばこの裏山は大丈夫なんだろうかと。本当に広島事例をとって見て、そういうふうな思いに駆られているんじゃないかなと、私推測しています。また、被災は免れましたけれども、家の周辺の山々はどんな感じなんだろうかと、こういうふうにいる方々も結構いるんじゃないかなと思います。

その中で、それらの問題箇所をいきなり土木的な工事を進めるということは到底無理な話でございますので、例えば、今答弁にあったようなハザードマップをやはり見直した中で周知の徹底を図ることが早急の課題ではないのかなとっております。いろいろなところの土砂災害の事故等を見て、本当にそういうふうな思いで皆さんおると思いますので、ぜひそこら辺は早急にしてもらいたいと思うんですけども、できれば早目にしてもらいたいと思うんですけども、準備等もあるかもしれませんが、いつごろをめどにそういう全戸配付とか、そういうのをしていくおつもりなのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） お答えいたします。

当町のハザードマップは平成22年に作成いたしまして、それで皆さんに配付をしたところでございます。ただ、さきの震災におきまして、ほとんどの方が流出されておるのかなというふうに考えております。町のほうのデータにつきましても、その際に流出しておりますので、今現在、県に相談を持ちかけまして、そのデータの取得でありますとか、今後その有効な避難所の確認などを行いまして、それからハザードマップの作成を

しまして、また新たに住民の方にお配りしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 確かに、被災されたわけでそういう書類等も皆さんないと思います。また、仮に残っていたとしてもなかなか危機迫るものがなければ、そういうのを目にする機会もなかなかないのが人でございますので、ぜひこういう機会だからこそ、そういうハザードマップ等の作成配付等をまず急いでいただきたいと思います。

まず、その中で私、前にも聞いたと思うんですけども、河川の氾濫というのがやはり全国各地で起こっているわけでありまして。その水位計等も小鍬川とか大槌川等にも設置されているとは思うんですけども、その時間雨量が例えば何ミリが何時間ぐらい続くと小鍬川の氾濫の危険性が高まるよとか、あるいは大槌川の氾濫の危険性が高まるよというのは、やはり住民の方々も何ミリの雨が何時間降ると危ないんだということを周知させることも、これは必要なんじゃないかなと私自身は思います。ただ、それができるのかできないのか、河川管理が県ということではありますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌町内においても流量の観測というのは、定点観測というのは何カ所かで行ってございます。ただ、洪水というのは雨の雨量だけではなくて、例えば上流側から下流側に雨が降ってきた場合と、下流側から上流側に降った場合とかでは、その流出が全然変わってまいります。そのため河川の洪水とかの警報はあくまでも水位で行っております。小鍬川であれば橋のところにあるんですけども、それで警戒水位ということで8割を超えた場合は警報が出るとか、そうしたことで今、モバイルメール等でそういった警報が出た場合は知らせるようになってございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。まず、それを実施してもらいたいと思います。

よく言われるところに危険地帯等に指定された場合、民有地の場合、資産的な価値が下がるということで、指定されることに消極的な場合があるという話を聞きます。今回、そういうふうな、公有地だけじゃない民有地においてもそういう危険地帯というのがあるわけでありまして、それはこれら資産的価値等の低下等を実際生じるわけでございますが、そういうふうなものをクリアする何か術というか対策等が、現在お持ちなのかど

うか、その辺確認したい。恐らく資産税の関係なんかには反映されてくると思うんですけども、どうでしょうかね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 資産とか、そういったものの補てんというのはないんですけども、そういった特別警戒区域等において家が建てられなくなった場合、今津波でも行っていますけれども、がけ地近接等危険住宅移転事業というのがございまして、この中で移転する場合に、住宅費、土地の取得費、あるいは造成費等の金利分の補助が出るような制度がございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。

そこで、県管理の河川の話なんですけれども、県管理の河川の話に移りたいと思います。済みません。

まず、小鍬川、大槌川の川底にたまっている堆積物は除去するという事はわかりました。そうすると、もちろん下流域においては、その水がスムーズに流れると。ということで、これは大変いいことだと思います。一方、ちょっと上がって見た場合、上流部に行った場合、私、立木のお聞きしたわけですけども、それには触れてもらっていませんけれども、結構その立木等の繁茂が目立つと。恐らく洪水等が出たら、立木はメリットもあると思いますね。それは土を押さえるというメリットもあると思うんですけども、洪水等を考えた場合、その立木が支障になってスムーズな水の流れができないのではないかと、素人ながら考えるわけでございます。ですので、全部切れとは言いませんが、ある程度の間伐なりの調整が必要になってくるんじゃないかなと思います。

草等に関しましても、これは枯れるわけでございますが、ただそれが大雨に流れていくと、漁業者の方々が困るという現状もありますよね。そういう中で、河川内にある立木との関係、これは岩手県の管理下の中にありますけれども、やはり大槌町を流れる川、そしてまた何かあれば大槌町民が困るということで、ぜひそこら辺を、立木をどのように考えておりますか、立木の今の状況。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） かつては、河川区域内の立木というのは、即、流下断面を侵すということで、かなり昔は制限をかけていたんですけども、昨今そういった環境的



な面があったりして、結構その立木を残しているところも実際あります。ただ、実際問題そういった流下能力を阻害してございます。ただ、河川区域の中というのは全てそういった公有地というわけじゃなくて、河川法の網がかかっていますが、私有地であるところもたくさんございます。そういった中で、できる範囲で、当然県のほうにはそういった立木の伐採を要望していきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） ぜひ、結構担当課の方々もそこら辺はよく把握していると思いますので、これは早急に県のほうに要請した中で適切な対応をとってもらいたいと思います。それは県の管理河川の話であります。

先ほど、大槌川、小槌川に合流する沢々の話をしました。で、お聞きしました。その中で、答弁によりますと、今年度は準用河川である沢山沢川の工事を行うということですが。この準用河川なんですけれども、準用河川というのはどのような要件をもって大槌町は指定しているのかなというところをまず最初もって確認したいと思います。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的に河川法の網がかかる河川というのは1級河川と2級河川のみでございます。そうした中では、それ以外のこういった沢というのは、国有地の俗に言う青線というような形になっていまして、その場合は基本的には国の所有地で、通常管理は市町村が行うというような定めになってございます。そうした中で、それに対する改修事業等の事業、何もないものですから、その事業を入れるために国に対して河川法の準用をお願いするというので、準用河川の指定をしていただいて今まで河川改修を進めてまいりました。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） その準用河川、ちょっとある冊子を調べてみたら、大槌町においてはその準用河川、今段階15の河川が指定されているということですが、まずそこら辺は間違いないでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 河川台帳の流出であれなんですけれども、指定したのは昭和50年代に指定してございまして、その後は指定はふやしてはいないので、15河川で間違いないと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） あのですね、そうした場合ですね、ちょっと局長のさっきの答弁、まあ台帳がなくなったからわからないよといえば、それまでなんですけれども、生井沢川これ準用河川に指定されていないわけですよ。ということは、何で調べたかという、この分厚い地域防災計画、これですね。先般、議員にも配付されました。その中のものは15河川ということで、生井沢川は指定されていない。15河川の中には長さが十数キロのものから数百メートルのものまでさまざまです。また、指定年月日は先ほど局長が申し上げたように、昭和50年代、60年代が大半です。やはり、その準用河川の追加指定、これもやはり必要になってくるんじゃないかと思う。今言う生井沢川、あそこはなっていない。だけれども、これからはあそこは住宅密集地のなかを流れる川ということで、あそこの改修工事の必要性は十二分にみんなわかっていると。だけれども、準用河川に指定されていないということは、私が言うまでもなく、これまずいことになるわけでございますよね。ですので、生井沢川の話は今しましたけど、そういう河川が多くあるかもしれない。そこら辺、もう一度洗い直してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 生井沢川の準用河川指定でございますけれども、実は昭和60年代に一度検討してございます。それで、実はあのときは生井沢川を今の内側のほうに、ずっと今の古廟のほうに向けているのをショートカットするということでやったんですが、大分堤防が高い、そのため後ろに迫る堤防が大きくて、かなりの民有地がそこでつぶれるという中で、ちょっと事業の精査がなかなか難しいということで見送った経緯があります。こういった準用河川を指定した場合、当然定規断面を決めてその改修を毎年度進めていくという中で、当然補助事業を受けてやりますけれども、3分の1の補助でございます。さらに、裏に対する手当はちょっとないので、これ結構、町で見れば財政的な負担が大きいです。こういった中でも当然やっていかなきゃならないので、それは財政のほうと協議しながら、そういった検討は進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） そうですね、過去の取り組み状況はわかりましたけれども、やはり今の現状下であそこの川が例えばどういう状況にあるのか、また住宅密集地のところで、これは当然改修工事の必要性は皆さん認識しているわけでありますので、ぜひそこ

ら辺は取り組んでもらいたいと思います。

以上で、この河川の関係は終わりたいと思います。

最後になりますけれども、このCMRとの関係を若干だけお聞きしたいと思います。

オープンブック方式といわれるもので今取り組んでいるということで、なかなかややこしいような感じもあるんですけども、私は簡単に言えば、これは自分なりに解釈しているのはガラス張りの方法かなど。経費等も全てが透明性を持っているということで、ガラス張りの方式を取り入れた中で今回の復興業務に当たられているんだなあと考えております。

その中で、例えばですよ、そのCMRにお金が行くと、町の単独事業であれば、例えばお金が余った場合、追加工事に回したり、あるいは残れば不用額ということになって決算帳簿に上がってくるわけでありまして。じゃ、そのCMRが今手持ちのお金の中で工事をしているわけです。これはもちろん単年度で終わる工事でありませんで、そういうのは比べるのはちょっと難しいと思うんですけども、町が不用額となるようなものを、例えばCMRの中でそういうお金が発生した場合は、それはもちろん町のほうに戻る仕組みがちゃんと透明性を持っているのかなというのが、私が思っているんです。

ということは、なぜかという、このCMRが例えば段取りが悪くて同じところをぐるぐる回って仕事をしたとしますよ。そうした場合も、例えば、本来であればそういうのってというのは業者の責任の中で支出されるべきものだと思うんですけども、そういう無駄なお金が知らず知らずのうちに出ていかなければいいがなと思っているわけです。そこら辺、私の心配はするなということですか、心配はするなということによろしいですか。不用額のようなものに関しましては。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのオープンブックの透明性の部分ですが、これについては原価会議というのを常に行っていて、そのチェックは常に行っているところでございます。

それから、不用額という、一つは最終的に精算するというのもございますが、今でも年度内の出来高が上がらない場合は議会のほうに出して予算を下ろしたりして変更契約をして、その都度の予算の中ではきちっと精算しております。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今回のこの東日本大震災からの復興工事、行政ではとても対応で

きないということで、URなり、また大手ゼネコンの集合体であるCMRにこれはお願いしています。その方々に頑張ってもらわなければ大槌町の復興はあり得ないということで、そういう方々にも敬意を表したいと思います。ただ、この復興工事には多くのたくさんの方の公金が投下されているわけですので、我々議会といたしましても議員といたしましても、そこら辺にはやはり厳しい目で見なければいけないということで、こういうふうな今回の質問をさせていただきました。

例えば、地元業者との関係の中で、話し合いの中でいろいろな話が出た場合、それはあなたたちが悪いんだということではですね、もう地元業者が悪いのであれば、そこら辺はそうじゃないということが発する場合がありますが、いずれ理不尽な扱い方をされたら、やはり地元業者を助けたいというのが私の考え方ありますので、これからもそういうことに対しましては、ちょっと目を光らせていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。はい、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 地元業者についてですけれども、そういった理不尽な扱いというのは当然してはならないことであって、そういったことは業者のほうCMR、あるいはURのほうにもそういった申し入れはしたいと。また、逆にそういったことがあるのであれば役所のほうに教えていただければ、それなりの是正措置をとりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） まず、先ほどの芳賀 潤議員の質問に関連しますけれども、防集団地の募集が始まって当選された方々もおると。その方々はそろそろ、当選された方々は住宅再建の予定を立てていると思いますね。その中で、工程表を見ながら、その方々はもちろん、「いつそれ終わるから、じゃ私の家はいつごろ建てられるな」というふうな予定を立てていると思うんです。ただ、なかなか大きな工事をする中で、いろいろな難関が出てくると思う。そうした場合、その工程表がおくれることは、これは今までもあったことなので、そこら辺はもう仕方がないことでおくれるわけであるから、これは無理なこととも言えないんですが、そこら辺をCMRと行政がよく連携をとり、その工事の進捗状況を確認した中で、今後の工程表管理といいますか、そういう復興進捗状況の周知等に努めてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） いずれ、工程にはできるだけおくれないようにということで、CMRのほうには伝えますし、その中で設計施工CMRのほうでも、できるものをとにかく進めていくという中では進めていってもらっていると思います。ただ、今一部、宅地造成に当たって擁壁の納入が時間がかかるというような話が出ていまして、そういった部分では結構、町民の方々に不安が出ているところがありますけれども、これにしても町だけではなくURもそうですし、今回、管理CMRというものもつくってまして、その中でいろいろな工場、製作工場の部分で在庫確認等を進めながら、できるだけ早く、工程表に基づいた格好で施工していくように、これはCMRと町と、URもそうですけれども、管理CMRを入れて会議を開いて、その工程を進めているところでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 今回は3つの質問をさせていただきました。冒頭述べたように、この不明朗なことも起きましたので、ぜひそこら辺はですね、皆さん一生懸命復興のために日々仕事をされていますけれども、ますます、その上層部の方々は職員の方々を叱咤激励しながらも、ぜひ日々の復興業務に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時07分

○

再 開

午後1時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

三浦 諭君の質問を許します。ご登壇願います。

○1番（三浦 諭君） 新生会の三浦 諭でございます。

まず、あすで震災から3年と半年がたとうとしております。目に見える復興のほうは進んでおりますけれども、仮設住宅から災害公営住宅に入居される方、防災集団移転の土地が決まっていた方々との差で、まだ仮設住宅に入居せざるを得ない方々にとって焦りが出てくる時期でもございますので、今後とも心の支援のほうを行っていく必要があるのではないかなと思います。

私のほうから一般質問のほう4点を質問させていただきます。

1つ目といたしまして、松の下地区災害公営住宅についてですけれども、松の下災害公営住宅の工事についてお伺いいたします。

松の下災害公営住宅は盛土工事が完了し、今は土を落ち着かせるための養生期間ではありますが、災害公営住宅の入居時期や工事の日程は変更なく予定どおり進んでおるか。また、入居要件について、災害前に松の下地区に住まわれていた方から優先的に入居できることを確認の意味も含めて質問させていただきます。

2つ目としまして、各地区の消防屯所の建築と消防団員の確保について。

大槌消防署の建築予定の造成や、岩手県警察大槌交番の建設予定地も決まりつつあります。地域住民を守る消防団の活動拠点である各地区の消防屯所の建設予定地についてお伺いいたします。

地域住民が安心・安全に生活できるよう災害時に活動する消防団員ではありますが、高齢化による退団や若年層の入団が少なく、消防団活動に支障を来す可能性が高くなっております。当局における消防団員確保の取り組みについてお伺いいたします。

3つ目といたしまして、仮設住宅の空室利用について。

仮設住宅の空室利用方法において、仮設住宅の入居者よりお盆や正月の時に帰省する家族が利用できるよう開放していただきたいという声が多数ありましたが、今回の盆にはどのような対応を行ったのか。利用件数や利用に関する告知方法についてお伺いいたします。

本年4月より目的外使用として仮設住宅の利用緩和がされてまいりましたが、町外からの転入に対しての措置であり、町内からの入居は難しい状況にあります。住宅の改修や新築による退去が明確な一次的な仮住まいに対応できないものかお尋ねいたします。

4つ目といたしまして、大槌町の人口減少について。

6月に人口問題対策本部が設置され、会合が数回行われております。人口増加においては、町外から転入をふやすこと、町内からの転出を減らすこと、出生率を上げることが必要であります。現在の大槌町の20代、30代の独身者数と率をお尋ねいたします。

当局において独身者へのさまざまな情報提供を行い、婚約相手を探す一助となるサービスを行うことも人口問題の解決の一つではないかと考えますが、実現可能かどうかお伺いいたします。

どうぞ、よろしくお伺いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 松の下地区災害公営住宅、町としては現時点では町方地区（末広町）災害公営住宅と呼んでおりますが、この災害公営住宅は既に6月25日開催の議会全員協議会で、その計画概要について説明させていただいていることから、今回の議会に、UR都市機構との契約案件として追加提案させていただきたいと考えてございます。

今回の契約を議会でご承認いただければ、今後、UR都市機構による工事発注が行われるわけですが、昨今の入札事情では不調も多くなってきており、入札不調や作業員の不足等、不測の事態による工事のおくれの心配が懸念されます。しかし、現時点では入札及び工事が予定どおりに進捗するものと見込んでおり、入居時期や工事工程の変更はないものと考えております。

次に、入居要件についてですが、災害公営住宅の入居要件は、募集する災害公営住宅に応じて、町営住宅入居者選考委員会に諮って決定し、募集要項において周知することとしております。

また、町では今年末を目標に、全地区の災害公営住宅の仮申し込みを行いたいと考えています。

震災前に松の下地区に住まわれていた方の優先入居についてですが、震災前のコミュニティを重視するという観点から、仮申し込み状況の結果を踏まえた上で、現在採用している旧居住地区優先順位を優先枠として活用できるかどうか検討し、町営住宅入居者選考委員会に諮り決定してまいりたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうからは、各地区の消防屯所の建築と消防団員の確保についてお答えいたします。

まず、消防屯所の建築についてお答えいたします。

現在検討中の建設予定地は、消防団本部は旧大槌中学校一角の町有地、第1分団第1部は寺野地区の防災集団移転促進事業にあわせて建設、第1分団第2部は大ケロ2丁目私有地、第1分団第3部は町方地区区画整備事業にあわせて役場庁舎付近、第2分団第1部及び2部は旧安渡小学校プール跡地、第3分団第1部及び第2部は吉里吉里地区区画整理事業の新国道ルート角地、第3分団第3部は漁業集落防災機能強化事業によりかさ上げされた宅地の一角等を予定しております。第2分団第3部は、赤浜バスセンター跡地の集会所と避難ホール建設予定地に併設して建築を要望していましたが、建設スペースがなく、付近の町有地を検討中であります。

次に消防団員確保の取り組みについてお答えをいたします。

分団ごとに地域住民の協力を得ながら団員確保を行っておりますが、人口の減少、就労形態の変化、高齢化等により消防団員は年々減少し、現在の充足率は今年度の新入団員2名を加えても70.8%であります。

消防団員の確保は切実な問題で、通年を通して町内の公共施設や事業所等にポスターの掲出によるPR活動や、町広報紙に団員の活動状況を掲出して団員募集を行っているところであります。

また、今年度は事業所等との協力体制の構築、消防団員の処遇の改善のため、団員が就労している町内外の事業所等に対する依頼文の配布や団長が事業所を訪問して消防団活動への理解と協力の依頼を行っております。

さらに、役場職員の消防団への加入促進を図るため、若手職員に対する「防災研修」を開催して消防団への加入を奨励しております。

また、消防団活動に協力している事業所等の事業税減税などにより支援する優遇税制度の導入に関しまして県に要望書を提出したところであります。

今後においては、さきに申し上げた事案を含みつつ、分団、事業所及び地域住民の協力を得ながら「消防団員確保に係る広報」、「事業所との協力体制の構築」、「消防団員の処遇等の改善」等を主体として消防団員確保に取り組んでまいります。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 応急仮設住宅の空室利用についてお答えいたします。

当町の応急仮設住宅は、2,102戸あり、8月末現在の入居率は約90%と周辺自治体と比べて高い状況にありますが、一方で自宅建設及び補修による住宅再建や災害公営住宅の入居等により、徐々に退去が発生し8月末現在で222戸が空室となっております。

応急仮設住宅の提供は災害救助法に基づいて運用しており、帰省時等の一次的な使用などのご要望についてはお応えすることができない状況であります。

また、応急仮設住宅の目的外使用につきましては、当町の強い要望が認められたものでありますが、その運用は県において定めた要綱に基づき、地元に戻りたいが実家が被災し住む家がない者の住宅、被災地で就職し定住を希望するが住む家がない者の住宅、漁業集落防災機能強化事業などの面的整備等のまちづくり事業で一次的な転居を必要とする者の住宅と定められているところであり、罹災証明がない方の住宅新築または改修等による一次的な使用を認めることは非常に難しいところであります。



町といたしましては、空室へのみなし談話室の設置や、自治会等での共同倉庫としての利用など、入居者の皆様の居住環境の向上に努めているほか、県等に対し空室利用や目的外使用に係る要件緩和の要望を引き続き行うなど、連携を密にしつつ、より町民の皆様のご要望にお応えできるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 私のほうからは、4点目の人口減少についてお答え申し上げます。

町といたしましても、人口問題の対策を早期に立案し、実行に移すことが最重要課題の一つであるとの認識に立ち、6月に「大槌町人口問題対策本部」を立ち上げ、これまで2回の本部会議を実施してきたところでございます。

お尋ねのありました町内の独身者数に関しましては、住民基本台帳では独身者・既婚者の区別を特定することができないため、現況を正確に把握することはできませんが、平成26年8月1日現在の統計による人口が、20代男性が470名、20代女性が477名、30代男性が612名、30代女性が553名となっているのに対し、平成22年国勢調査による独身者率が20代の男性で74%、20代の女性で69%、30代の男性で51%、30代の女性で39%となっております。

国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に発表した推計によりますと、平成52年には大槌町における20代から30代の若者が現在の5～6割まで減少する予測となっているほか、全国的にも未婚者の割合が増加傾向にあることを踏まえると、当町においても今後同様の減少が生じることが想定されます。

町といたしましても、これまでいわゆる「まちコン」を5回開催し、若者の出会いの場を設ける取り組みを行ってきたところですが、議員ご提案の趣旨も踏まえ、今後人口問題対策本部において必要な対策を検討してまいります。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） ご答弁のほうありがとうございます。

それでは、再質問のほう入らせていただきます。

まず、災害公営住宅末広地区についてですけれども、町方に一番最初に建築される公営住宅ですから、住民の方からの期待のほうは大変大きいものと思われまして。順調に一日も早く入居できるようお願いいたします。ただ、心配されますのはやはり入札の不調や、作業員不足ということになってきます。小中一貫校においては、やはり工事の単価

の見直しを行い、業者が決まりそうではありません。災害公営住宅の入札においても見直された単価で行うものかどうかお尋ねします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 追加提案で今回、町方末広町災害公営住宅のいわゆる買い取りに先立つ実施協定を結ぶわけですけれども、その建築費は確かに高騰してございます。そういった中ではURと結構いろいろ協議を重ねましたけれども、それなりの建築費に上がっていますし、その高騰を見込んだ状態でURのほうとは契約したいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） わかりました。まず、入札不調等ないように順調に工事を進めていただくことを願っております。

また、入居要件についてですけれども、大ケロ1丁目の災害公営住宅応募の際に、以前お住まいであった方が入居することができなかったという事例が発生しております。特に末広町の建築場所というのは、裏町地区の地権者の方々の協力があって建築が実現することが可能になっております。震災前に末広地区にお住まいの方が入居できるのであれば地権者さんも協力していきたいという願いがあって実現することができておりますので、そのあたり、大ケロ1丁目の災害公営住宅で入居に漏れてしまったという事例が発生しておりますけれども、このあたりいかがですか、事実関係を把握しておりますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回募集しました大ケロ2丁目の戸建て住宅のこと（「1丁目」の声あり）1丁目ですか。（「はい」の声あり）1丁目は抽選になりましたので、かなり倍ぐらいの募集がありましたので、その抽選の中ではそういった方もおられると思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） そうですね、この復興のガイドのほうには、やはり優先枠としまして旧町営住宅に入居されていた方が最優先になっているようです。また、優先順位としまして旧居住地区の希望者ということになっております。やはり長年住んできた場所ですので、ぜひとも同じ地区に住んでいただくことがコミュニティの形成なり、まちづくりのほうもスムーズに進んでいくのではないかなと。

また、入居基準においては、協力していただいた地権者さんが優先的に入居されてくるのは当然のことと思いますけれども、そこはぜひお願いしていきたいと思えます。また、やはり住んでいた方が優先的に入っていただかないと、地権者さんの思いというのを裏切る形になってしまいますので、そこはお願いしていきたいと思えます。

続きまして、入居要件、今年度を目標に全地区の災害公営住宅の仮申し込みということでありますけれども、今現在建築中であつたり、完成済みの災害公営住宅差し引いた残りの約700戸くらいですか、そちらの建設予定地も示されるということでご理解よろしいですか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） まだ区画整理とかの絡みもあるので、完全にその場所というのは特定はできない部分もありますけれども、少なくともその地区における戸数なりを示して、それで入居の募集と、その後なおかつ調整していきたいというふうにご考えてございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） ある程度の地区を示して、そのエリアに申し込みを行うと。

それに伴って一番最初の当初980戸の災害公営住宅建築予定でありましたけれども、その仮申し込みによっては980戸をしたまわるという可能性もあるということでしょうか。その応募によって、例えば地区で予定していたものをちょっとふやすとかというものもあるということでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回の仮申し込みで、一つは地区ごとの戸数の調整、それから全体の戸数の調整も一つございます。あと、もう一つは家族構成とか、あと間取りの調整、それから形態ですね、集合であるとか戸建てであるとか。そういったものの調整を、できるだけ希望に合った形で調整してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） はい、わかりました。こちらの災害公営住宅、区画整理どんどん進んでいっておりますので、やはり今後の住まいという方向性が決まっていかないと、どうしても町民の方も不安になってしまいますので、ぜひこちら仮申し込みということで進めていただきたいと思います。

続きまして、2番目の部分、消防屯所についてですけれども、午前中の芳賀議員と重

復する部分がございますけれども、区画整理内、防集団地内のほうに消防屯所のほうは整備していくよということですのでけれども、今度は建築時期のほうについてお尋ねします。

もちろん区画整理の土地の造成、防集団地の土地の造成が済んでからのこととは思いますが、ある程度住宅が建ち並んでからなのか、それとも最初のほうに建てるのかというのをちょっとお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（磯田照美君） これ復興の事業になりますので、換地とか、そういう土地造成がいつごろ終わるかということで業者と話し合います、それに伴って災害復旧のほうの保証金のほうの申請をしなければなりませんので、その保証金を請求するためには、何年度、大体いつごろ終わるということを事業所のほうと話し合いながら進めていって、一応何年何年というのはあるんですけども、区画整理とかそういうのがおくれたりしていますので、業者と綿密に連絡をとりながら進めていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） ちょっとニュアンスが違うんですけども、住宅が建ち並んでから建設するのか、それとも街並みがちょっとできる前に、最初に屯所をつくっていくのかという意味ですけども。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この消防屯所でございますけれども、多分、災害復旧事業でこれはとって建設するわけですけども、年々事業の制度が悪くなってきているというか、どんどん悪くなっているんで、できるだけ早急に準備が整い次第、早く建てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） はい、わかりました。そうすれば街並みがある程度できる前に早目に建てていくということで、やはり住民の方に安心・安全で過ごしていただけるためには、そういった設備等が必要になってくるかと思っております。

あと、消防団の関係でちょっと思い出したんですけども、先日、行方不明者がいらっしやいまして、町内至るところ搜索してまいりました。そちらの部分で避難道、法華寺ですかね、末広地区の避難道をちょっと歩いていたんですけども、避難道が大変荒れている状況でございます。そちらの危機管理について、どうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今のご指摘ありますので、きちんと確認をしたいと思います。

また、避難道と言われる部分もいろいろありますので、その辺をもう一度、再確認しながら必要な部分は整備をしていくという形で考えていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） そうですね、災害は本当に忘れたところにやってくるということで、先ほど午前中の議会においても地震が来て、本当にいつ来るかわからない状況ですので、いつでも利用できるように整備のほうは行っていただきたいなと思います。

町の住民さんを守る消防団の皆様でありますけれども、出動手当も出されておりますけれども、お金のためにやっているわけではないんですよね。住民の安全を確保していく部分、心の優しい方々がやっております。こちら、済みません。出動手当1回当たりお幾らだったか、済みません。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（磯田照美君） 出動手当ですけれども、火災の場合は2,400円、これ風水害も同じです。あと、警戒と訓練が1,900円、済みません、今のちょっと間違いました、前のやつでした。平成25年4月1日に改正なりまして、火災と風水害が2,500円、そして警戒と訓練が2,000円、その他が2,000円となっています。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） ありがとうございます。まず、お金のためにやっているわけじゃないんですけれども、その手当の部分、消防団活動の必要な費用になってまいりますので、ありがとうございます。

まだまだ、やはり若い方というのが減ってきているので、消防団員の確保というのが大変難しくなっております。私も若い世代のほうに声がけなりするとか考えてやっていきたいと思います。

続きまして、3番目の仮設住宅の利用状況について進ませていただきます。

今現在、罹災証明のない方が借家からの退去を迫られたとき仮設住宅に入居ができないとなると、当局ではどのような対応を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） きのうの小松議員の質問の中でも一部答弁させていただきましたけれども、あくまでも応急仮設住宅に入居できる方の条件として、災害救助

法で定められた方々という形になってございます。

今回の三浦議員のほうからご質問のありました罹災証明等を持っていない方で新築等をした方という方の分については、現在の部分では残念なことながら応急仮設住宅への対応というのはできないという状況で、窓口のほうにご相談に見えられた方につきましては、そのような形で説明のほうはさせていただいております。

ただ、今後、目的外使用の部分もございますので、今般その目的外使用を定めるに当たりまして、各市町村からの意見というのを県のほうから求められまして、町のほうといたしましても細部にわたりまして20項目以上の、今まで被災された方々からあった事例等を含めながら、県のほうに対して町のほうの状況ということで出したという形にはなってございますけれども、一部といいますか、今回認められた部分については、一番大きなところでは、区画の方々の事業によります移転の分については必ず入れてくださいということで県のほうにはお願いしたところでございます。ただ、今回の罹災証明なしの方につきましては、残念ながら今回の目的外使用の部分の中には入れてもらえなかったという経過がございますので、いずれその目的外使用の見直し等にも含めまして、また再度こういった事案等を県のほうにお示ししながら対応のほうをしていきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） これ、本当に切実な問題でございます。借家に入っている方が、大家さんが住むから出てくれというのは、賃貸借で言えば正当理由に当たってくるわけです。6カ月以上前に通知しておれば、その正当理由、引っ越し費用等を補償しながら退去をお願いすることができてしまいます。その方が今度住むところがないとなると、本当に人口問題じゃないんですけれども、日々その方は不安で生活していかなければならないんですよね。本当に今の現状、大槌では民間アパートというものは本当にないですし、あとは花輪田の定住促進、もしくは大ケロ2丁目、町営住宅等でありますけれども、やはり本当に居住スペースがない状況です。これ、本当に解決していかなければ大槌町に人口どんどんいなくなってしまうんじゃないかと思っておりますけれども、町長、この現状の問題、いかがお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 答弁の中で罹災証明がない方の住宅、新築または改築等による一時的な使用を認めることは難しいという答弁をしておりますが、これはいわば目的外使

用について県に我々がさまざまな部分で柔軟な対応ということでお話をしている中で、やはりその災害救助法の中での罹災証明の方への応急仮設住宅だという定義を譲らないところもあるわけです。我々はこうした中でもそうした中でも、震災から3年と半年がたつ中でさまざまな変化が起きています。そのことについては県のほうにもさらに強く申し上げていきたいと思っております。先ほどの県の上層部の方と、このことについても話してきたばかりでありますので、いずれ強く申し上げていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 本当に素早い対応のほうありがとうございます。やはり単純にです、200戸も空いておれば使わせてほしいというのは正直なところ。ただ、災害救助法という法律が絡んでくるのはわかりますけれども、ぜひ困っている人を助けるのが役場でありますので、そういったところを、住民の声を汲んであげて住みやすい大槌町でなければ、次に触れます人口減少問題、そういったところも絡んでくるのではないかなと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

あと、罹災証明がない方の新築ですけれども、被災された方が住宅を新築されるということで、ある意味2次被害みたいなのところになってくるかと思えます。そういったところもくみ込んでいただけるよう、よろしくどうぞお願いします。

今は本当に民間のアパート等も少ない状況です。ちょっと考えたんですけれども、今現在、役場、当初40世帯ほど借り上げされていますよね。それを例えば町職員に相談して、仮設住宅に転居してもいいよという方があれば、一般のアパートになりますので、そういった困った方を入居させるという、民間のアパートに入居させるという方法もあるかと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） あの施設は、町で確かに借り上げている形がありまして、千田精密さんのほうでつくっていただいて、私たちのほうで借り上げている形になりますので、今、その部分で民間に貸し出すということには契約上にはならないかなと、今のところは思っております。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） その契約、賃貸借で言うと2年ですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 契約では5年間借りられるということになっていました。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） はい、わかりました。何とか、住居に困っている方を救っていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、人口問題についてお尋ねいたします。

人口問題、やはり大槌町のみならず全国的な問題です。その中でいち早く対策本部を立ち上げ、早期実行に向けた取り組みというのは大変真剣さを感じております。

今回いただきました答弁によりますと、20代、30代の人口と国勢調査の未婚率を計算しますと、大体300人くらい、それぞれ独身者数というのが、私もその一部ではございますけれども、個人的な相談ではございません。

先日、同級生の結婚式へ行ったときにお話をした際、やはり半分くらいが独身でございます。結婚する意思はあるんですけれども、なかなか環境が整わないというのが正直なところでございます。町としても出会いを提供する「まちコン」等を実施されておりますけれども、参加人数に限りがございます。全員参加するというのはなかなか不可能なことだと思いますけれども、各自治体で「まちコン」というのは行っておりますけれども、大槌町においてはもう少し踏み込んだ政策が必要になってくるかと思っておりますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 議員ご指摘のとおり、結婚しない方の理由ということで、実はこの研究所が調査した結果も見てございまして、一番の理由といたしましては、適当な相手になかなかめぐり合わないといったことが、男女とも一番の結婚しない理由として統計的にも出ているところでございます。

そういったことも踏まえますと、ご指摘のとおり結婚する相手を見つけるようなサポートが一つの有効な手段だというふうには我々としても認識しているところでございます。ただ、議員のご指摘にありました情報を特定の方にお届けするというところになると、なかなかちょっと課題は多いかというふうには思っておりますが、何らかの今までやってきたような「まちコン」でありますとか、例えば他の自治体でありますと、男女を結びつける仲人さんといいますか、キューピットのような方を、例えば雇うなり設置をすることで、そういった動きを促進するというような取り組みも他の自治体ではあると聞いてございますので、人口問題は非常に当町にとっては重要な課題でありますので、対策本部の中でもより具体的な対策を検討してまいりたいというふうに考えております。



○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） よろしく申し上げます。

あと、国勢調査の平成22年度、こちら大槌町の数値でよろしいんですかね、30代51%。この数字というのが、平成22年の岩手県の統計と比べた場合、大槌町において30代男性で51%に対して岩手県全体ですと39.9%、30代の女性で大槌町39%に対し岩手県では25.8%、大槌町というのが、やっぱり岩手県と比べても10%以上、未婚率というのが高くなっております。この課題は本当に真剣に取り組んでいかなければ、出生率も上がってきませんし、本当に大槌町の将来の存続というのが危ぶまれてしまいます。

この人口問題の対策委員会のほうの構成メンバーというのはどのようになっておりますか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 庁内の関係部局長からなっております。本部長は町長でございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） こちらの会議のほうの内容をちょっとインターネットのほうで見させていただきましたけれども、若者が住みやすい町とか、そういったところがありますけれども、若い方というのをぜひ入れていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） こちらの対策本部自体は役場内の会議体でございますので、議員のおっしゃっている趣旨、若い方を代表として入れたらどうかということには直接にはちょっと難しいところはございますが、ただ、本部会議のさらにその下のレベルで、例えば班長レベルでの会合みたいなのは今後、検討部会的に設けるような形で、例えば若い方、同年代の方の意見を取り入れていくということは十分考えられるかと思っておりますので、その辺は検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） そうですね、本当にこの人口問題、大切なところであります。私も人口をふやすように努力していきたいと思っておりますので、こちら若い世代ですね、半数くらいが未婚ということで、これはどうにかしなきゃいけないと、正直。そういった部分のシステムとかつくっていくと、また若い世代もどんどんふえていきますし、やはり暮

らしやすい町というのがあってこそ、交流人口等ふえていきますので、そちらのほうもぜひお願いしていきたいと思います。

時間、大変余っておりますけれども、私のほうからは質問以上になります。

どうもありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君の質問を終結いたします。

2時10分まで休憩いたします。

休 憩

午後1時52分

○

再 開

午後2時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。ご登壇願います。

○5番（阿部俊作君） 日本共産党、無党派の阿部俊作といたします。最後1時間、どうかよろしく、元気に頑張りましょう。お願いします。

それで、5つのことをお尋ねいたします。

まず、1つは防災と防災大学校、それから2つ目に若者の定住促進、それから3つ目に大ケロ公営住宅の検査、それから4つ目に一次産業農林業等についてお尋ねします。

5つ目は小中一貫校ふるさと科ということで、この5つをお尋ねいたします。

まず初めに、防災と防災大学校について。

近年、低気圧の大型化や寒冷温暖前線の停滞により、大雨洪水、土石流が発生して、今年の広島県などは多数の死傷者や行方不明者を出しています。去年は雫石町で大雨による被害が発生していることから、当町においても何らかの対策や備えが必要と思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

震災対処訓練として「みちのくアラート2014」と命名されたオスプレイも投入された訓練が11月6日から11月9日まで実施されるようですが、計画の内容と当町とのかかわりについて教えてください。

それから、防災大学校の構想について、町長は国の官僚を前に講演なされたと新聞報道にありましたが、どのようなものであるかお尋ねします。

2つ目、若者の定住支援策について。

他県や他市町村において、若者定住策として「公営住宅家賃の低減・子育て支援・生業資金等の支援」があると聞きますが、大槌町ではどのようなことを考えているかお尋

ねいたします。

大ケロ公営住宅の完成検査について。

新しくできた長屋式大ケロ公営住宅の入居者から、「隣の音が聞こえる、仮設より悪い」という声が寄せられました。事実であれば防音対策が必要と思いますが、対策、取り組みについてお尋ねします。

完成検査はだれがどのように行ったかもお聞きいたします。

4つ目に、一次産業について町の取り組みということでお尋ねします。

漁業学校の現況と成果についてお尋ねします。

農業の農地の集約化や株式会社の参入などが行われよう、そういうニュースなども出ていますが、大槌町の山間地では集落全体を取り込んだ法人化はあったとしても、個人に集約することは集落や地域を破壊するんじゃないかな、そういうことにつながると思いますが、当局はどのように考えているかお尋ねいたします。

5つ目に、小中一貫校ふるさと科についてお尋ねいたします。

ふるさと科の設定の経緯と目的はどのようなものでしょうか。

また、郷土の歴史は、芸能以外どのように考えて伝承していくのかお尋ねいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部俊作議員の防災と防災大学校についてのご質問にお答えいたします。

7月28日、中央省庁の中堅・若手官僚の皆さん方を招集していただいて、私のほうから「ひよっこりひょうたん島プロジェクト勉強会」ということで名を打って、いろいろなことから、人口減少問題とか、あるいは持続可能なまちづくり等について、私のほうから提案しながら議論を深めたところでありますが、今、大槌町は東日本大震災からの壊滅的な状況の中で人口減少、高齢社会といった状況に拍車がかかっている中で、いかにしたら持続可能なまちづくりができるかということ。今の大槌町のこのような取り組みが、まさに全国の農山村の抱える問題であって、我々の取り組みというのは縮図でもあるんじゃないかというふうな思いで、私のほうの考え方を説明したところでありました。

その中で7点ばかり大きな項目でお話をしてまいりました。東京一極集中の是正の考え方、それから定住人口交流人口の拡大を図るにはどうすべきか、あるいはまちづくりのまちづくりは人づくりという観点、それから防災のまちづくり、産業の再生、持続

可能なまちづくり体制の構築等、それからミニシリコンバレー等の考え方についてお話をしたわけですが、その中の防災のまちづくりの一環として、今、日本列島いっどこで何が起きてもし思議がない状況の中で、やはり千年に一度ともいわれる大災害が起きた中で、そしてまた東京直下、南海トラフが懸念されている中で、大槌町から全国に発信したい項目の一つとして「三陸復興防災大学」があってもいいのではないかという話をさせていただいたわけですが、今、日本全国どこを見ても防災大学というのはいない、防衛大学というのはいある。その防災というのはい各大学の研究機関には、そういう研究的な学一的なところはいあるわけですが、防災大学というのはいないということで、ぜひ学生さん、それから自治体の危機管理、企業の危機管理的な人間を養成することも非常に大事なことではないのかというような話で、この三陸復興防災大学の構想についてお話をしたところであります。以上です。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうからは、1、防災と防災大学校についての、大雨災害への対策や備えについてお答えをしたいと思います。

現在、当町においては、大雨・洪水警報における対応は気象警報が発表された場合、総務課、生涯学習課、環境整備課の職員が自動参集し、情報収集や自主避難に対応する避難所の開設、土砂災害の危険を確認するためのパトロールを行うなどの対応を行っております。

また、見込まれる雨量予測や土砂災害の危険性などにつきまして、岩手県や盛岡地方気象台などへ確認を行い、その状況によって、避難勧告や避難指示の発令の検討を行うとともに、避難所の増設や職員の動員などの連絡などを行っております。

自主避難される方の対応といたしましては、気象警報が発表されましたら中央公民館を自主避難所として開設し、防災行政無線やモバイルメールなどを通じて、住民の方々に周知を行っております。

8月10日の台風11号に伴う大雨・洪水・暴風警報が発表されたときには、午後7時30分ころ、1世帯3人の方が避難されておられます。

今後におきましては、岩手県が指定します「土砂災害警戒区域」の範囲の再確認を行うとともに、有効な避難所の調査などを行い、平成22年度に作成しました「洪水・土砂災害ハザードマップ」の再編集を行い、住民に周知するため全戸に配付を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、土砂災害を初めさまざまな災害においては、空振りを恐れず、早めの避難、早めの対応を念頭に行ってまいりたいと考えております。

次に、震災対処訓練「みちのくアラート2014」の計画内容と当町のかかわりについてお答えをしたいと思います。

11月6日から9日までの日程で「みちのくアラート2014」として、東北6県が参加して同時に防災訓練を行う予定とされております。これは自衛隊、消防、警察など防災関係機関が合同で行う訓練で、県内の沿岸市町村を中心に参加を予定していると聞いております。

訓練の内容につきましては、前半の総合訓練と後半の機能別訓練に分かれており、前半の総合訓練では災害対策本部の設置訓練、自衛隊の搜索救助活動が基本となっており、本町におきましては11月7日、災害対策本部の設置訓練を行い、同日に自衛隊によります搜索訓練の会場提供を予定しております。

機能別訓練につきましては、物資の輸送・配分訓練や、住民避難訓練、被災者搬送訓練などが予定されておりますが、本町におきましては震災復興途中でもあり、会場の確保が困難なため実施を見送る予定としております。

総合訓練におきまして具体には、中央公民館を災害対策本部とし、本部立ち上げの訓練や、自衛隊からの派遣の受け入れ訓練、関係部局との情報伝達訓練などを予定しております。

また、自衛隊が行います搜索救助訓練につきましては、新町のグラウンドを会場に予定しており、住民の方々の見学にも対応できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（内城 仁君） 私のほうからは、大きなご質問の2点目、若者の定住支援策についてお答えを申し上げます。

町では、若者を含む町全体の人口減少問題を最重要課題の一つと捉え、6月に人口問題対策本部を立ち上げるなど、力を入れて取り組んでいこうとしているところでございます。

議員からご指摘いただきましたような若者の転出を減少させる施策につきましては、町としても既に第二子以降の保育料の減免や中学生以下の子供の医療費給付などを実施しているほか、企業誘致などによる働く場の確保や高校生を対象とした町内企業への就

職支援といった施策も実施しているところでございます。

今後は、これら転出を減少させる施策に加え、若者にとって魅力のある中心市街地の形成、U J I ターン希望者向けの専用窓口の設置やイベントの開催、大槌町出身者や当町にゆかりのある方々の名簿作成と継続的な情報発信など、当町への転入を増加させる施策についても検討・研究していく必要があると考えております。

子供を生み育て、町に活力を与える若者の定住対策は、人口問題対策における重要な柱となるものと認識しており、今後は他市町村の取り組み事例も参考にしながら、人口問題対策本部において議論を重ね、若者の定住対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大ケロ1丁目町営住宅の防音対策についてであります。昨年11月ごろより、隣の音が聞こえる等の情報が寄せられ、昨年12月末に大ケロ1丁目町営住宅、同じ長屋タイプの源水町営住宅にて、室内音圧レベルの測定を行っております。

室内音圧レベルの測定とは、隣り合う住戸間で一定の周波数で、ある音圧の音を出したときに、発生源で発生した音圧と隣の住戸に聞こえる音圧のレベルを比較し、透過損失を測定するものです。

室内音圧レベルの測定結果についてですが、今回は一般的な話し声の高さである周波数222メガヘルツで測定しました。大ケロ1丁目町営住宅では発生した音源の音圧レベルは81.1デシベルで、隣の住戸間での測定値は45デシベルでしたので、その差36.1デシベルが透過損失の値となり、36.1デシベルの音が減衰していることとなります。源水町営住宅では発生した音源の音圧レベルは80.4デシベルで、隣の住戸間での測定値は42.3デシベルでしたので、透過損失は38.1デシベルになります。

また、建築基準法上の長屋及び共同住宅における界壁の遮音性能に関する技術基準では、222メガヘルツの振動数にて、透過損失35デシベルを上回ってもよいと認められておりますので、今回の測定結果はこれを満たしております。したがって、建築基準法上の規制は満たされており、建物としても水準に問題はないものと考えてございます。

生活音等、隣の音が聞こえる等の苦情対応といたしましては、発生源となっているお宅にご近所の配慮をお願いし、ご理解を求めているところでございます。

次に、完成検査の実施体制についてでございます。

工事における完成検査は、発注者でありますUR都市機構が書類検査と現場検査を実

施しております。UR都市機構の完成検査に合格し、受注者より引き渡しを受けた建築物は、町ではUR都市機構からの買い取りに当たり検収検査を行っております。

検収検査は、検査戸数が多いことから、建築専門技術職員が2名1班の2班体制で書類検査と現場検査を行っており、検査結果を所属長に報告・確認をした上で規定の決裁を経て町の検査をして実施しております。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 私からは、一次産業についての町の取り組みについて答弁申し上げます。

まず、漁業学校の現況と成果についてであります。大槌町では東日本大震災で甚大な被害を受けた当町水産業の振興を目的として、平成24年度に「大槌町水産業アクションプラン」を策定し、具体の課題を協議する場として、町長を会長とした「大槌町水産振興会」を組織し、3つの専門部会を設けました。

漁業学校は、この専門部会の一つである「担い手部会」において協議され、地域漁業の再生を目的として、担い手の確保・養成と大槌町での着業支援策とともに、既存漁業者の生産力の向上についても議論を進めてまいりました。

その議論を踏まえ、漁業の知識を深める短期間の就業体験講座と実際の漁業就業に向けた3カ月の本格養成講座、そして既存漁業者向けの生産力の向上講座の開講を決定したところでございます。

このうち就業体験講座につきましては、ことしの1月と8月の2回開催し、県内外から合わせて10名の参加者に受講いただいております。今年度は10月にも開校する予定でございます。また、9月1日から第1回の本格養成講座を開講し、3名の方が受講されておられますが、このうち2名の方は就業体験講座の受講を経て参加を決められた方となっております。

生産力向上講座につきましては、8月に漁協の定置網漁船乗組員と漁協職員が参加して、他地域の定置網漁船への同乗、あるいは各地の漁協の先進的な事例を視察研修してまいりました。こちらも9月1日から正式に講座を開講し、漁協の定置網漁船乗組員8名が受講しており、今後は市場の衛生管理を目的とした講座なども開催を予定しているところでございます。

町としましては、今後もこうした取り組みを着実に進め、担い手の確保・養成と当町での漁業就業につなげ、基幹産業である水産業の一層の振興を図ってまいります。

続きまして、農地の集約に係る考え方でございますが、当町の農地は山間部に多く存在しており、農業者の方々は狭小な土地でいかに特色ある作物を効率よく生産するか、さまざまな努力と工夫を重ねて農業生産に取り組まれてきたところでございます。

また、農業者の高齢化も進んできていることから、平成25年度には町内全地区において「人・農地プラン」を策定し、地域の担い手への農地集約や今後の地域の中心となる農業者の推奨などについて、各地域で議論を進めてまいりました。

これからの集落営農の維持のためには、遊休農地や耕作放棄地発生の予防またはその解消が不可欠であり、地域の担い手に経営資源を集約化し、継続性をもって、農業を担う人材を養成・支援する体制の構築が必要であると考えております。

こうした課題解消を目的として、今後新たに「農地中間管理機構」制度が創設され、農地の受け手と出し手の間のマッチングの円滑化が図られるとともに、あわせて遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等が講じられることとなっております。

当町においても、遊休農地や耕作放棄地が拡大することのないよう、そのような可能性のある土地を集約していくことは必須であります。一方では規模を問わず創意工夫を凝らし意欲的に農業生産に取り組まれている生産者・集落につきましては、これまで同様その独自性や地域の特徴を尊重した農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（澤館和彦君） 私のほうからは、小中一貫校ふるさと科についてお答えいたします。

ふるさと科の設定の経緯と目的はどのようなものかということでございますが、ふるさと科についてでございますが、平成24年1月に開催されました総務教民常任委員会や、昨年度の6月定例議会等におきまして、ふるさと科についてのご質問の際にもご説明しておりますが、現状等を含め再度ご説明いたします。

本町で進めている学校・保護者・地域が一体となり連携・協働して総合的に子供たちを育む小中一貫教育には3つの柱がございます。

「ふるさと科」は、その一つである復興・防災を基盤とした「生きる力」「ふるさと創生」を推進するために特設領域として設定いたしました。

現在、ふるさと科では、命や物の大切さと、人の絆の大切さを受け止め、みずからの生き方を考え見つめたり、地域を見つめながら、地域復興を目指すふるさとの中で、み



ずからの役割や責任を考え、ふるさとを支える担い手になることの意義を中心に、本町の歴史、産業、文化、自然等を学んでおります。

次に、郷土の歴史は芸能以外どのように考え伝承していくのかということでございますが、郷土の歴史につきましては、ふるさと科の授業を通して、郷土芸能のみならず、町の歴史、産業、伝統文化、自然等につきまして幅広く総合的に各学年の発達段階に応じて学習を進めております。今後におきましても、この取り組みを継続して推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 午後でお疲れと思いますので、今質問した中でちょっと数学の計算が必要なところもありますし、法律条文等もありますので、まず先に、住民からいろいろ苦情とか、さまざま意見を言われた定住若者の促進と、それから大ケロ住宅のことについて再質問いたします。

まず、最初に住宅のことでお尋ねします。

私、高校時代は数学は余り、嫌いじゃなかったんですけども、できなかったんです。沼田教育委員長、当時はかなり優秀な方でしたので、私の計算が間違っていたら指摘してください。

まず、大ケロ住宅のことで「プライバシーが守れない」、そういう声で言われておりますけれども、これどうにかなりませんか。町長、音が聞こえるということで。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど復興局長が答弁しましたとおり、建築基準法上の規制は35デシベルということで、いわば問題ない水準だということでございますので、何とかその辺でご理解を願いたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私もその示された計算方法と周波数を調べましたけれども、日本の国の建築基準法にはこういう数字はないんです。この計算、URで間違いないですか、本当にURが計算したんですか。日本の建築基準法に基づいての数値ですか。もう一度お尋ねします。

○議長（阿部六平君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 長屋などの界壁につきましては、準耐火構造としなけれ

ばならないものですが、遮音性能を要求されておりまして、この遮音性能につきましては、音の振動数125から2,000ヘルツに対しまして、透過損失25から50デシベルとなっております。それを今回通常の話し声、今回測定したのはラジカセで測定しましたが、それが222ヘルツで35デシベルというふうになっております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 法律というのは、誰がどこではかっても同じ基準でなければならないんです。222ヘルツというのは、これは基準に沿った検査ではないんですよ。今言ったとおり、私、自分の辞書が間違っているのかなと思っていろいろ調べて、それで出したんですけども、まず建築基準法30条で長屋または共同住宅の境界の遮音構造についてとして、この技術基準は建築基準法施行令、この中にありまして第2節の3、長屋または共同住宅の界壁の遮音構造、遮音性能に関する技術的基準。第22条の3、読みますか。知っているとは思いますが、テレビとか聞いている方もいると思いますので、この法律の条文を読ませていただきます。第22条の3、法30条これは建築基準法です。今読んでいるのは建築基準法の施行令です。（87条第3項において準用する場合を含む）の政令で定める技術的基準は次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であること。

それで、今おっしゃいました振動数125ヘルツ、そしてその場合の透過損失は25デシベル、それから500ヘルツの透過損失は40デシベル、2,000ヘルツの透過損失は50デシベル、こういうふうになります。検査の場合はこの3つそれぞれの同表の欄に掲げる数値以上であることとする。これが法律なんです。検査はこの法に基づいて、この基準でやらなければならないんですよ。

それで、私のほうが間違っているかと思って、役場のパソコンから引いたら皆さんが言うような222が出るかと思って、議員控え室のパソコンでやりましたけれども、ペー  
ジ数は違いますけれども、全く同じ法律の内容です。

で、ここで言いますのが、沼田さん、聞いていてくださいね。このデシベルというのはどういうことかと言いますと、いいですか。関数から対数という計算なんですよ。対数はどういうときに計算するかと言いますと、例えばガラスがここにありまして、ここから光が通って透過損失が10分の1とします。これが例えば50%になるというときには対数ログという計算でやっていきます。

それで、デシベルというのは一体どういうことかと言いますと、説明もうちょっと簡

単なのを言えば、時計がありますよね、2つの時計が。こっちの時計が80デシベルあります。こっちの時計も同じ80デシベルの音が出ます。これを2つ合わせて騒音は幾らですか。答えは160じゃないんですよ。これがデシベルが2つあると2倍になるんですね。その2倍のデシベルというのは6デシベルなんです。ですから、80デシベルの時計が2つあって鳴らせば実際は86デシベルになるんですよ。それから、周波数ここに書いてありますけれども、周波数によって壁を通過する音、それから反射する音、周波数によって若干違いがあるんですよ。

私、自動車の検査員をやるときに、高校の時に勉強しなかったので、それで家のトイレと会社のトイレで勉強しました。その中で最初に家にあった黒電話、このベルの音は聞こえなかったんです。あとでファックス付の別な電話に入れたら聞こえました。ブルルーという音。波長が違って通過が違うんですよ。そのためにこういう周波数の設定があるんです。人の感情にいい音と、それから嫌な音、その嫌な音の基準は高くなっています、50デシベル。その以外125という音は25デシベル。

ということで、このデシベルの話をしませんが、ここの80デシベルから隣で81.1から隣45デシベルになったから、基準クリアしているというお話でございますが、これ基準に達していないんです。わかりますか。隣のここの騒音計ではかったのが、これまた音を出して、それからこっちではかったからというのは、この音源が半分になっていますね、音源が半分になるということは、このデシベルで換算すれば2分の1ということで、6デシベルしか下がってないんですよ。わかります。「わかんねえね」の声あり）これはどうです、私の計算が間違っていたと沼田さんが言わないので、もう一回皆さん調べて報告してください。

もし、これがURの計算でと言ったら、URでやっている基準がみんな日本全国こういう計算でやって、本当なんですか。私のデシベルとこれとは全然違うので、当然住んでいる人は隣の音が聞こえます、私の計算では。建築基準に合っていると言いましたが、私の計算では合っていません。もう一度検査して見てください。みんなから聞いて、その技術者をもっといると思いますので。

それでは時間もないので、次に。「当局答弁」声あり）答弁。済みません、答弁あったらお答えください。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その建築基準法の施行令第22の3でございますが、それに

つきまして、仕上げは厚さ12ミリ以上の石膏ボードということが指定されてございまして、それ以上の性能を有するものを今回は使ってございます。

その中で今回話し声が聞こえるということで、その話し声の周波数で透過損失をはかったものです。透過損失については基本的には音と音の差でございまして、この計算については、この透過損失のデシベルは間違いないと。

ただ、デシベルそのものの考え方、対数、確かにこれは対数ですので、その1デシベル、2デシベルという考え方は1足す2とかという話ではないと。ただ、基本的には透過損失は今言ったように125ヘルツから2,000ヘルツという中で、25デシベル、50デシベル透過損失が出ればよいという話になれば、これは差ですので、あくまでも透過損失は36.1デシベルと38.1デシベルというようになってございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） その計算が違いますよ、もうちょっと勉強してくださいということですが、私の勉強もちょっと、あれなんですけれども。

例えば、私、自動車の検査員とかそういうことでやっていますけれども、自動車をはかるときに、スピードメーター40キロで誤差をはかりますけれども、これはみんな同じなんです。だから大型だからそのキロ数を変えとか、それから乗用車だから別なキロ数とか、そういうことはないんです。メーターの基準というのとはちゃんとその基準ではからなければ、法令基準に適合しないので罰点で道路を走ってはいけませんよという形です。法律はこの出された数字、基準はこれをきちんとこの基準ではかってクリアしていなければだめなんでよ、法律は。だから、222ヘルツではかったというのは、法律の基準にはないので、それでは無意味なんです。無効なんです、わかります。法律で決まっているのは法律どおり、それは公務員の皆さんはよくわかっていると思いますので、それで、まずこれを指摘しておきます。

○議長（阿部六平君） 答弁させます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 遮音構造の法定検査は義務づけられておりませんが、基本的にははかれば、法定検査は確かにそのとおりでございまして、ただ、今回あくまでも基準とした仕様のものでつくられていまして、その中で話し声、音と話し声が聞こえるということではかってみた結果、大きくその損失が外れていないと。基本的にはクリアするような部分であるということございまして、確かに法定基準の検査はしてございません。これについては確かに言ったように簡易検査で行ってございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ここだけに時間を費やしたくないんですけども、昨今のそういうプライバシー、そういう中で起きたこういう基準ですよ、ですから、これを守らなければならぬんじゃないですか。長屋または共同住宅の境界の遮音構造ということで、技術基準が決めてあれば、これを達成するような構造でなければだめなんです。これが法律でしょう、違いますか。（「そのとおり」の声あり）基準はきちんと数字まで出して、これをすればいい。公営住宅でしょ、個人の家じゃないんですよ。適用除外もありますよ、文化財とか、古い建物とか。ですが、新しく公営住宅の法律は、やっぱりこれのっとして検査してください。いいです、答弁は。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そのとおりですので、それでは法定基準に基づき、技術基準に基づき検査を行っていきたいと考えてございます。行ってまいります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） よろしくお願ひします。その結果を公表してください。

それでは、次に行きます。子育て定住住宅ということで、若い人から「町が嫌いになった」と言われたので、「えっ、何それ」ということで、ちょっとその事情を聞いてみたんですよ。その若い人というのは結婚して、それで公営住宅を申し込んだけれども、なかなか当たらない。やっと入った。やっと入ったんだけど、今までと違って2人の収入のために家賃がすごく高かったと。しかも、3カ月まとめて払えと言われたと。話を聞くと分納ということにしたようなんですけども、結婚しがけというのはいろいろ経費がかかるんですよ。まずは新しい家財をそろえなきゃならないし、2人の生活、今までの1人とまた違うんですね。そういう中で公営住宅には入ったが請求は3カ月分を1回にという。どうなんです、どこが間違っただけで3カ月分いきなりになったんですか。前に全員協議会でもちょっとお聞きしましたけれども、もう一度ちょっと。そのいきさつをお話。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その分は災害公営住宅のほうだと思うんですけども、その住宅の開始に当たって、その家賃の、いわゆる切符といわれる収入通知書が、発送がちょっとおくれていまして、その結果、基本的にその3カ月だと。ただ、これについては当然、支払えない方、当然3カ月を急に払えというのは無理なので、当然分納を前提で

すけれども、そういった部分でお支払い、基本的には3カ月分は今まで払わないで住んでいたわけですから、その分についてお支払いしていただきたいということでございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） それで、通常の場合は延滞金とか督促料というのはついたりしますけれども、これには延滞金も督促料もかかりませんね。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 延滞金はよほど悪質でなければ取っていませんし、督促手数料についても今回ののはもちろん取ってございません。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） はい、わかりました。

それで、子育て支援住宅でちょっとほかの面でね。これは上杉鷹山という山形県白鷹町というところでやっております、この町はすごくいろいろ昔からやった場所で、その子育てに対しての一戸建ての住宅で部屋が3つあったりして、子供が遊べるようなサンデッキとか、さまざまつくったり、家賃が3万5,000円、子供が3人以上だと3万円、600万円、若い人たちが年収、それに対応するというすばらしい計画がございます。こういうのもちょっといいなあと思って、さすがケネディ大統領が、尊敬する政治家は誰かといったらば「ヨウザン・ウエスギ」と答えたそうで、山形県の……、さっきまでわかっていたけれども、そこの出身の町です。まず、その辺は頑張る。

それから、若い人たちの魅力あるというのは、ほんのちょっとしたことでも、やっぱり町が好きになったり嫌いになったりするのです、丁寧にその家賃なり、対応なり、どうやって子育てするか、もうちょっと考えていただきたいと思います。

それから、次、防災と防災大学校についてお尋ねいたします。

まずは、うちの田んぼ、防災、最近雨が多いので、どういう雨量になるかという、ちょっと、うちの田んぼの計算をしたんですけれども、うちの田んぼ4反歩で大体10ミリ、1センチの雨が降ると、うちの田んぼだと4,000トン、これ100ミリだと4万トン。で、うちの畦の高さでやると、大体30センチ以上あるので畔の高さが、12万トンぐらい水を蓄えることができます、うちの田んぼで。

農林課の人たちもちょっと考えてください、これからのまちづくりとして。防災機能というのはこういうところにもあります。

そこで、お尋ねしたいのは、柵内地区なんですけど、田んぼが今住宅地が変わっております。ここの地域は前々から住んでいる人たちでも、床上、床下浸水が出たところなんですよね。さらに、ここに住宅地が出ると田んぼのその機能がないために、あそこに降った雨、あそこだけじゃないんですけれども、沢水からと、田んぼがあるときは大丈夫だったんだけど、なくなると水があふれる。こういう状況になると思いますけれども、そういう雨の対策。

例えば、先ほど東梅議員でしたっけ、生井沢の話。昔は田んぼがあっても水はあふれなくとも、田んぼを変えていろいろ球場とかになると、今の弓道場に水があふれてくる。今までの基準とは全然、あるときとないときでは違ってきますので、こういう対策も考えていかなければならないんじゃないかなと思います。沢山と柵内と、この辺どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 多分それは田んぼと、例えばそれが宅地になった場合の流出係数の違いというふうに捉えてよろしいかと思うんですけれども、その部分については宅地化にすれば、当然流出係数が大きくなって、その分の流量は大きくなります。降った雨が浸透しないということでは、その分を見込んで、その後の流量は考えていくと。だから、基本的に言いますと、下水道の場合、その用途地域における流出係数を一つ一つ定めて、実際のそういった基本計画はつくってございます。

したがって、今、例えば柵内は準工業になっていますので、今の時点でも全く田んぼの農地としては流出係数をとっているわけではございません。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まだ、そういう係数といいますけれども、現実に柵内地区では浸水した家があるわけです。さらに、これからふえるのが予想されますので、それでその対策は早目早目に見ておかなければならないのかなと、そういうふうに思います。

それで、次はみちのくアラートについて、新町グラウンドということですが。ここにはヘリコプター来ますよね、どうですか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） お答えいたします。

みちのくアラート2014ということで、大がかりな訓練を予定しておるんですけれども、本町の参加予定につきましては、総合訓練ということで、これは災害対策本部の立ち上

げ訓練が想定されております。それと、もう一点は、自衛隊が行います捜索訓練、これに新町のグラウンドをお貸しすることで、ただ詳細につきましてはまだ、10月初旬に合同説明がございます。そこで発表があると思うんですけども、今現在はヘリコプターの飛来というのはお聞きしておりません。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） みちのくアラート2014の概要という県の計画書はもうできております、8月には。それで、この会議には当町からも参加していますよね。どうです。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） はい、当然参加させていただいております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） その計画の中でちゃんとヘリの機種まで書いてありますよ。UH1Jという、ローターが1つのヒメカミに似たような形のヘリが、何機かはわかりませんが、来るといって8月8日午前中、人命救助の訓練、大槌町。大槌町では5名参加というそういう人数まで出ています。これから新しく詰めていくと思いますけれども、人命救助の訓練といえば、このグラウンドにやっぱり車両は入りますよね。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） 車両の進入とかという部分につきましては、また今後の打ち合わせの中で出てくると思います。

それと、本町の参加5名というのは危機管理室の職員というふうに想定しております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。

それで、前にもグラウンドの砂ぼこり等々が立ち上がるわけです。そこに水をまかなければならないと、5名ではちょっと無理だなと、その計画では見えていますけれども、今後詳しく計画する話があるというのであれば、またそのときになると思います。その人数。

ただし、ここの消防等もありますけれども、大槌町の消防の参加というのはどうなんですか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） 消防につきましては、釜石の消防本部を通じまして説明



がされておりまして、いずれ詳細が決まりましたら、釜石の消防本部から大槌町の消防署のほうに訓練の参加依頼という形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） はい、わかりました。まだ計画は出て、私のところまではちゃんという情報が来るんですけども、肝心要の消防署のほうには何も届いていない。全然心づくりもない、もう8月でわかっていることは、多少はその情報を流してやって心づくりをやってもいいんじゃないかなと思います。

それと、消防団の演習、演習というのは大事なんですけれども、消防団は演習できなくて、ことしグラウンドはだめですと言われましたけれども、来年は大丈夫ですか。消防署でなく、グラウンドの管理でしょ。グラウンド使って大丈夫ですか、使えませんか。総合演習、消防団の。

はい、いい。わかった。まず、訓練は大事です。ほかに貸すんだったら、地元の消防団の訓練にも貸してください。来年のことです。

それと、もう一つお聞きします。

訓練の中の、さきに総務部長がお答えになりました大槌町地域防災計画書、これ、総務部長さんが前にやっぱり、大槌町の災害があったときに、医療関係の中心は県立大槌病院になるというそういうお答えをいただきました。私もそうだと思います。ですが、これには書いていないんですよ、県立大槌病院が。災害には必ずけが人とか、そういう方が出ます。ここに岩手DMATという医療チームが派遣されて来るわけなんですけれども、大槌町に災害が来たときに、どこに行くんですかということなんです。これはやっぱり明記するべきだと思いますが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） ご指摘の部分につきましては、今後、防災計画を見直しする中で反映させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） そうです、やってください。DMATというのは、主に外科のお医者さん中心に来ると思います。そして、その外科のお医者さんチームがどこに拠点を置いて、どういう活動をするかというのは、まず県立大槌病院、公立の病院、ここが一番ふさわしいことだと思います。それで、総務部長がそのようにお答えいただきましたので、これにきちんと反映させてください。

それと、医療搬送というのは行政の仕事ですよね、どうですか。医療じゃない、患者さん、けが人とか搬送する仕事は行政の仕事。災害時でなくても災害でも。そういう認識でよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 危機管理室長。

○危機管理室長（山中清隆君） 平時、災害時あわせて、それは自治体の業務であるというふうに認識しております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） そういうときに、自治体はその患者さんを移送するには、お医者さんのアクセス、話、その状況をきちんと聞いて搬送しなければならないですね、お医者さんがつくとか。そういう面で、医療関係と行政がきちんとツーカーでなければ、人の命を守ることはできないと思います。そういう面で、この計画を初め、病院の先生方と、病院建設に当たっても十分話がなされたということは聞いていません。私も病院に十数回ぐらい行って先生方とお話しして、今の望み、場所、いろいろなことを聞いてまいりました。

それで、県立大槌病院ができたとしても、救急よりも長期的に、釜石の県立である程度治ったらば大槌で療養して、それから自宅と、そういう体制の流れのようなんですけれども、ただ、緊急事態にはどうしても県立病院、夜間はなくとも昼間は搬送という形になります。

それで、その道路事情が一番問題になります。搬送するには道路。当町にはヘリコプターはありませんので、まずほとんど最初は自動車、道路が悪いんですけども、何か道路を直すとか、そういう計画とか予定とか、病院の搬送を楽にするような、そういう考えはありませんか。

ない。わかりました。私、かなり変なこと言った、難しいこと言った。考えてください。救急というのは、今の予定地から県道まで5キロありますので、時間がかかります。だから、それを早く搬送するように、その対策等は行政の仕事ですので考えてください。

農林漁業についてはもう時間もないので、まず漁業者も農業者も一人の個人の経営者なんです。経営をきちんと学校でやるんだったらば教えてください。そういうことです。

農林漁業でもう一つ言いたいんですけども、当町は第一次産業が中心というか、漁業にしても一次産業で、さまざま二次加工なんかも考えられてはいますが、やっぱり一次産業を助ける意味で、学校給食に地元産、それから町長がほかに講演に行くとか、ほ

かから当町に訪れるわけですが、町長が書いた本と一緒に大槌の特産物もやっていただけたらと思いますが、どうでしょう。その学校給食と町の特産物をPRすることについて。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 学校給食につきましては、町の特産物であるサケを使った給食を毎年11月11日にあわせてサケ給食ということで、子供たちには浸透しておりますし、ワカメであるとか、あるいは野菜等についても可能な限り使えるものについては、納入組合等を通じながら使用させていただいております。今後ともそのような方向で進みたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今貧しいというか、そんなに売り上げないんですけれども、やっぱり町のほうで、そういう小さなことからでも支えていってほしいと思います。

それから、小中一貫校のことでちょっと、時間もないんですけれども。まず、これがことしの6月26日に、いわて日報に載った記事なんですけれども、「教員 仕事時間 日本が最長」OECD調査、1週間平均53時間。でもって、この小中一貫校というのは、ふるさと科を新たに創設するわけなんですけれども、さきには先生方、大丈夫ですということなんですけれども、今でこんなに大変なのに、新たな教科をふやしたら本当に大丈夫ですか。教員をふやさなくて大丈夫ですか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） ふるさと科は文科省から、独自の新しい科目を設置して小中の連携の強化を図りますということでの、いわゆる特例校の認可をいただいています。そこで、その独自の教科のふるさと科は、社会科から社会科の歴史をとって来たり、それから地理で地形の勉強をしたり、それから災害の勉強をしたりということで、指導要領に含まれているそういう中身をきちっと大槌町の実態にあわせて教科化するということで、いわゆる文科省が決めている指導要領の内容から新たに大きくはみ出して負担を強いるというようなそういう中身ではございません。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） はい、まずわかりました、と言いたいんですが、ちょっとわからない部分もあります。かなり今でさえ大変な負担が、またこうなるのかと。

それとですね、私、小中一貫校に疑問を呈したのは、これずっと前からの話なんです

けれども、山中太郎でしたっけか、自民党の議員が週間ポストに10年くらい前に発表した中で、今の自衛隊は戦闘能力が低い。だから、若いうちに、正義感の強いうちに教育を進めると。そういうことが載っていました。まさか、そんなことがって。ところが、その後、1年、2年後に教育基本法、今の安倍さんがそのときに幹事長でしたっけか、のときに、教育基本法を変えました。その前と後ろで違う部分は、まず真理と平和を希求するという教育基本法の前の方なんですけれども、それが、この平和というのがなくなっただけですね。

それから、自民党の憲法草案という、こういうのがインターネットでも調べることができます。そして、第26条、教育に関する権利及び義務等という、そういう中で、解説の部分に、教育環境の整備は国の未来を切り開く上で欠くことのできないものであることを鑑みでなされるため、国の利益となるような教育がなされることとなります。そういう教育改革、教育基本法を改正して、憲法を変えろと言ったけれども変えなくて、現実にとしの7月には集団的自衛権を180度解釈で変えていって、こういう中での話です。

小中一貫校で、私、視察に行ってきました。そこで一番、えっ、ぞっと思ったのは、1年生が9年生に文句を言ってはだめだと、こういうことがあってはならないということを書いていました。いや、こわいな。そして、その学校は副校長さん、教頭先生が大した元気がよかったです、みんな。でも、ほかの先生はすごく暗かった。何なんだこの学校は。そういう状況なんです。

まず、教育を熱心に、今、教育長さんがそういう信念で言えるのはいいですし、私は軍隊とかそういうのを言いますけれども、とにかく戦争は嫌いです。そして、国のために国家、人は国のためにあるという、国民は国のためにという、これってアリとかミツバチの世界なんです。人間の世界じゃない。私はそう思いますが、教育長さんはどのようにお考えか。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 教育の一番の目的は、やはり調和のとれた人間形成、それから国家社会の一員である。その一員というのは、やはり津波後いろいろなところで言われていますけれども、お互いに支え合い、つながり合い、助け合い、ともに生きていくというのが基本だと思います。私は、教育の基本はそこにあると思います。それから、もう一つは、やはり科学であるとか、いろいろな真理をきちっと真理として伝えていくというのが、教育の中身ですので、決して曲がったほうにといいいますか、惑わされない

で信念は貫いてまいります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） ありがとうございます。やはり人間教育、それから科学を科学的に、そういうことで、復興局長、科学的に住宅を検査してください。よろしく願います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 先ほど答えることができませんでした2点について、きちんと整理をしてお答えをしたいと思います。

まず、消防団の訓練場所につきましては、施設管理者と調整しながら確保できるような状況をつくっていきたいと思います。

また、救急搬送につきましては、動線をしっかりと、関係課と調整しながら図ってまいります、こう思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） まず、大変ありがたいご回答をいただきました。ぜひよろしく願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす11日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後3時10分

